第 73 回総会第 3 委員会会議記録

房野　桂　作成

2018 年 10 月 2 日(火)午前 第 1 回会議

開会

His Excellency Mahmoud Saikal (アフガニスタン)第 3 委員会議長

主要委員会役員選出---議事項目 5

Ms. Lahya Itedhimbwa Shikongo (ナイジェリア)を拍手で第 73 回総会第 2 委員会の副議長に選出

作業組織

ステートメント: 委員会議長、委員会事務局、ブルンディ、ソマリア、コモロ、エジプト、モロッコ、メキシコ、オーストリア

プログラム企画---議事項目 137

議長

社会開発---議題 28

(a)社会開発世界サミットと第 24 回特別総会の成果の実施

(b)世界の社会状況、青年・高齢者・家族の関連する問題を含めた社会開発

(c)生活のための識字: 今後のアジェンダを形成する

提出文書

1. 社会開発世界サミットと第 24 回特別総会の成果の実施に関する事務総長報告書(A/73/214)
2. 国際家族年の目標とそのフォローアップ・プロセスの実施(A/73/61-E/2018/4)
3. 障害者のための包摂的開発(A/73/211)
4. 国際高齢者年のフォローアップ: 第 2 回世界高齢者集会(A/73/213)
5. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」にヴォランティア活動を統合するための行動計画(A/73/254)
6. 生活のための識字: 今後のアジェンダと民主主義教育の形成(A/73/292)
7. 障害者と開発: 障害者による、障害者のための、障害者と共にある「持続可能な開発」の実現に関する 2018 年の国連旗艦報告書の全体像を提供する事務局メモ(A/73/220)

議題導入ステートメント

1. Liu Zhenmin 経済社会問題局事務次長
2. Daiela Bas 経済社会問題局包摂的な社会開発部部長
3. Dominique Alien 国連ヴォランティア・ニューヨーク事務所所長
4. Margarete Sachs-Israel 国連教育科学文化機関プログラム・コーディネーター長
5. Rosa Kornfeld Matte 高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家

意見交換対話

カタール、オーストラリア、ブラジル、欧州連合、スロヴェニア、英国、米国、チリ、ナミビア、アルゼンチン、コロンビア、南アフリカ

10月2日(火)午後 第2回会議

議事項目 28(a)(b)(c)(継続)

一般討論

エジプト(G77/中国を代表)、モロッコ(アフリカ・グループを代表)、セントルシア(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、ナミビア(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、マレーシア(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、欧州連合、グァテマラ(高齢者友好国議グループを代表)、フィンランド、オーストリア、スイス、ケニア、スロヴェニア、オランダ、サウディアラビア、キューバ、日本、ペルー、イラク、パキスタン、ロシア連邦、ヴェトナム、ラオ人民民主主義共和国、エリトリア、フィリピン、ガーナ、ブルネイ・ダルサーラム、インド、エジプト、トルコ、ハンガリー

日本のステートメント(宮崎あかね日本政府代表顧問): この委員会の議長の地位をお引き受けになったことに対して、議長に心よりお祝いを申し上げます。日本代表団は、ビューローの皆様のみならず、議長のご努力と指導力をできるだけ支援させていただくことをお約束申し上げます。

私は、8 つの日本の女性 NGO の推薦で、日本代表団の特別顧問としてこの委員会に出席しております。1957 年以来、日本の女性 NGO の代表が委員会の討議に参加してまいりました。私は、女性の政治的エンパワーメントと民主的ガヴァナンスが平和で平等な市民社会を達成する基本であることを認めて、この委員会に積極的に参加いたします。

日本は、女性、障害者、高齢者、青少年及び LGBTI を含め、すべての個人の包括的なエンパワーメントを大変に重要視しております。日本は、人間の安全保障の観点から、民主的にも国際的にも、社会開発を実現する様々な措置を取ってまいりました。

国内の場では、日本は、差別の撤廃のための意識啓発、経済格差と貧困への対処、労働環境の改善を通して、年齢・性的指向・性自認と性表現または障害の状態にかかわりなく、万人が積極的に参画できる社会を築くことを目的としております。

誰も取り残されない社会を達成するためには、国際的努力が絶対に必要です。特に障害者の支援とアフリカの社会開発の分野での日本の貢献の例を紹介させてください。

日本は、多様性を尊重する包摂的社会に向けて、障害者のエンパワーメントと権利を推進しております。日本は、スポーツを含めた様々なセクターへの障害者の積極的参加を推進するために、来るべき 2020 年の東京パラリンピック・ゲームの勢いを利用するつもりです。

2017 年 2 月に、「ユニヴァーサル・デザイン 2020 行動計画」が、ユニヴァーサル・デザイン 2020 省庁会議の会合で確立されました。「メンタル・バリア・フリー」と「ユニヴァーサル・デザイン」都会開発の行動志向のイニシャティヴが、今年 1 月に開催された第 2 回会合で分かち合われました。日本は、包摂的社会を実現するために措置を推進し続けるつもりです。

1993 年以来、日本は、アフリカの安定した、自立した成長を支援するために、東京国際アフリカ開発会議(TICAD)を主導してまいりました。特に、日本は、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジを含め

た強い保健制度を推進し、青少年のための教育と職業訓練を支援し、法の支配の文化を育成し、少年司法制度の能力開発を通して法の支配を推進し、女性の社会的地位の向上を促進することにより、「質の高い成長」を達成する努力を払ってまいりました。

日本は、第 6 回 TICAD サミットで、アフリカの未来のために政府と民間の資金から 300 億ドルを投資することも誓約し、この公約を着実に実施してまいりました。日本は、今年 10 月 6 日と 7 日に、東京で TICAD 閣僚会議を開催し、来年 8 月には横浜で第 7 回 TICHAD サミットを開催します。日本は、アフリカの開発をさらに奨励するために、サミットの準備をするつもりです。

2014 年以来、日本政府は、女性が輝く社会を実現するために、世界女性集会("WAW!")を開催してまいりました。次回の"WAW!"シンポジュームは、2019 年 3 月に東京で開催されます。日本は、加盟国からのお客様を歓迎することを楽しみにいたしております。

今年、日本は、本委員会に提出するためにヴォランティアに関する決議を促進しております。我が国は、「誰も取り残さない」の精神で、ヴォランティアの参加を推進するのみならず、女性、障害者、青少年、障害者、LGBTI を含め、すべての個人をエンパワーすることにより、社会開発を巡る問題に対処し続けるつもりです。

10 月 3 日(水)午前 第 3 回会議

議事項目 28(a)(b)(c)(継続)

一般討論(継続)

イスラエル、ルーマニア、メキシコ、ブラジル、コロンビア、ノルウェー、ドイツ、ドミニカ共和国、米国、スウェーデン、エルサルヴァドル、カザフスタン、パラグァイ、インドネシア、ポーランド、エクアドル、ジャマイカ、アルゼンチン、ジョージア、中国、アイルランド、アフガニスタン、イタリア、シンガポール、アルジェリア、カタール、ホーリーシー、ブルガリア、オーストラリア、モルディヴ、韓国、イラン・イスラム共和国、タイ、スロヴァキア、チェキア、リビア、ザンビア、ペギー

10 月 3 日(水)午後 第 4 回会議

議事項目 28(a)(b)(c)(継続)

一般討論(継続)

エルサルヴァドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国を代表)、エストニア、スリランカ、ナミビア、セルビア、スリナム、南アフリカ、ミャンマー、ネパール、マリ、ナイジェリア、バングラデシュ、グァテマラ、セネガル、ジブティ、キルギスタン、アラブ首長国連邦、エチオピア、スーダン、モロッコ、ウクライナ、ルクセンブルグ、カメルーン、フランス、クウェート、アゼルバイジャン、レソト、中央アフリカ共和国、ニカラグァ、国際赤十字赤新月社連盟、ジンバブエ

答弁権行使

ロシア連邦: ウクライナ代表が違憲の主張をしたのみならず、外部からの侵攻の状況を発明したことを指摘することを残念に思う。

ウクライナ: 2015 年の歴史的出来事を見れば、ロシア連邦はクリミアに侵入し、違法行為を行った時に侵略を行った。さらにロシア連邦には、大統領選と議会選挙をクーデターと言及する権利はない。

10月4日(木)午前 第5回会議

議事項目109: 犯罪防止と刑事司法
議事項目110: 国際麻薬管理

提出文書
1. 犯罪防止と犯人の扱いのための国連アフリカ機関: 事務総長報告書(A/73/133)
2. 国連麻薬犯罪事務所の技術協力活動に特に関連する国連犯罪防止・刑事司法プログラムのマンデートの実施: 事務総長報告書(A/73/131)
3. 犯罪防止と刑事司法: 事務総長メモ(A/73/132)
4. テロリズムに関連する国際条約と議定書を実施する際の技術援助: 事務総長報告書(A/73/136)
5. 第13回国連犯罪防止・刑事司法会議のフォローアップ: 事務総長報告書
6. 世界麻薬問題に対する国際協力: 事務総長報告書(A/73/135)

議題導入ステートメント
John Brandolino 国連麻薬犯罪事務所(UNODC)条約問題部部長

一般討論
ジャマイカ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、モロッコ(アフリカ・グループを代表)、シンガポール(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、アンゴラ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、欧州連合、リヒテンシュタイン、ケニア、ロシア連邦、イタリア、キューバ、サウディアラビア、**日本**、イラク、グァテマラ、ヴェトナム、パキスタン、エリトリア、フィリピン、イスラエル、ブラジル、インド、ブラジル、コロンビア、米国、モンゴル、ペルー、エクアドル、カザフスタン、南アフリカ

日本のステートメント(鈴木誉里子公使): 法の支配、グッド・ガヴァナンス及び法の支配の文化は、繁栄する人間社会の基本的要素であります。日本代表団は、国連とECOSOCの補助機関が、犯罪防止と刑事司法制度の改革を論じる積極的場として行動してきたことを歓迎いたします。

この関係で、日本は、2020年に京都で、名誉なことに、犯罪防止と刑事司法に関する第14回国連会議を開催いたします。犯罪会議は、5年ごとに開催される犯罪防止と刑事司法の分野での最大の最も顕著な国連会議であります。多様な専門家と政策策定者が政策と慣行を討議するために集まります。

ここニューヨークでの継続中の討論に歩調を合わせて、この犯罪会議は、法の支配、犯罪防止、及び刑事司法の観点から「持続可能な開発目標」の実施を論じることになりますが、これは、「2030 アジェンダ」、特に「目標16」の実施に向けた日本の公約に大変に関連したものになります。

実体的な討議が、間もなく2019年初めの地域グループの準備会議で始まります。犯罪会議とその他の関連国連機関の集まりとの間のさらなる相乗作用と統合力を生むために、このプロセスへの皆様の積極的かかわりを要請したいと思います。

違法な麻薬はより多様になりつつあり、違法な麻薬取引は世界的に広がっており、こういった違法な事業からの利益は、組織犯罪のための資金として利用さています。これら問題と闘うために、それぞれの加盟国の麻薬管理政策は、調整されて実施されなければなりません。この点で、日本は、2016年4月に世界麻薬問題に関する国連特別総会で採択された合同の公約を支持いたします。我が国政府は、麻薬管理問題に対して主たる責任を有する政策策定機関として、麻薬委員会(CND)の主要な役割も支持いたし

ます。CND の委員国として、日本は、その知識と経験を利用して、国際麻薬管理に継続して貢献いたします。

国際社会にとって、調整して、新たなサイバー犯罪問題に取り組むことも重要です。日本政府は、そのようなプログラムを支援するために、東アジア地域と国々での能力開発プログラムにかかわってきました。

犯罪防止・刑事司法委員会及びその他の無期限の政府間専門家部会は、加盟国と共にサイバー犯罪問題に対する取り組みを公開で討議してまいりました。日本は、サイバー犯罪に関する積極的討議が、ウィーンの CCPCJ 拠点で継続することを期待しております。

汚職は、経済成長と持続可能な開発にとっての重大な脅威となります。私たちは、「国連汚職禁止条約」を含め、既存の国際的枠組みを通して汚職と闘う集団的努力を継続するべきです。2019 年に、日本は、G-20 の反汚職作業部会の共同議長を務めことになっており、国際的な汚職との闘いにさらに貢献することを決意しております。

犯罪と闘う努力を継続し、この分野での国際協力で積極的役割りを果たすという日本の公約を繰り返し述べたいと思います。

最後に、日本代表部は、国連麻薬犯罪事務所と共に、会議の準備に関する最新情報を提供する説明会を、本日午後 1 時 15 分に、会議室 12 で開催いたします。日本代表団は、すべての関心をお持ちの代表部、国連機関及び市民社会をお招きしたいと存じます。

10 月 4 日(木)午後 第 6 回会議

議事項目 109,110(継続)

一般討論(継続)

ジョージア♀、アフガニスタン♂、カタール♂、シンガポール♂、トルコ♀、ホーリーシー♂、タイ♀、ベラルーシ♀、中国♂、ミャンマー♂、マリ♂、スリランカ♂、ドミニカ共和国♂、アルジェリア♂、バングラデシュ♂、バハマ♀、ナイジェリア♂、イラン・イスラム共和国♂、ホンデュラス♀、セネガル♂、スーダン♂、マレーシア♂、モロッコ♂、エジプト♂スペイン♀、インドネシア♂、アゼルバイジャン♀、ギニア♂、カメルーン♀、リビア♂

11 月 5 日(金) 午前　第 7 回会議

議事項目 29: 女性の地位の向上

提出文書

1. 女子差別撤廃委員会第 67 回・68 回・69 回会期報告書(A/73/38)(翻訳は「公式文書(1)」を参照)
2. 女性と女児の人身取引: 事務総長報告書(A/73/263)(翻訳は「公式文書(1)」を参照)
3. 女性性器切除の撤廃のための世界時努力の強化: 事務総長報告書(A/73/266)(翻訳は「公式文書(1)」を参照)
4. 一世代のうちに産科フィステュラをなくす努力の強化: 事務総長報告書(A/73/285)(翻訳は「公式文書(1)」を参照)
5. 女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化: 事務総長報告書)(翻訳は「公式文書

(2)」を参照)

6. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の政治における女性に対する暴力に関する報告書(A/73/301)(翻訳は「公式文書(2)」を参照)

議題導入ステートメント

1. Maria Fernanda Espinosa Garces 総会議長: 総会議長の地位を占める 4 番目の女性として、政治的空間に地位を占め、仕事場での平等を要求するために嫌がらせを受ける女性並びに暴力の被害者であり、ただ女性であるがために排除され続けている女性に私のマンデートを捧げるつもりである。この精神で、「権力の座にある女性」と呼ばれるサミットを開催するために活動している。「世界人権宣言」の原則を現実のものに変えるためにかなりの進歩が遂げられてきた。しかし、まだ克服するべき大きな課題があり、国際社会は、欠乏、飢餓、不正、排除、差別、機会の欠如を受けている人々の状態を緩和するために取り組まなければならないことを強調する。

アジェンダにあるトピックの微妙な性質と国家間の政治的差異を認めるが、委員会がそれらを言い訳または行動を妨げる躓きの石にしないことを要請する。委員会には、世界の現在の課題の長と会う責務がある。代表者たちが今日の討論に開放と寛容と友愛の精神で入ることを要請する。世界にいながらそれを見ないことは、一形態の「精神的盲目」である。委員会には、世界を見、世界を感じ、より良いより公正な世界を達成するために差異を尊重するよう要請する。

2. Asa Regner ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)副事務局長: 世界は女性と女児に対する差別と暴力を撤廃する際の「機会の瞬間」にある。しかし、課題はもっと力強く取り組まれるべきである。私たちにはもっと強い政治的意思が必要であり、上向きの軌道を固め、継続する創造的で革新的な取組が必要である。これからの 2 年にわたって、北京プラス 25 のプロセスは、2020 年までに進歩が不可逆的なものになるように、最高の優先権を受けなければならない。

「北京宣言と行動綱領」が行動の青写真を形成していることを想起し、「持続可能な開発目標」を基準とみることかできる。今年 3 月に、女性の地位委員会は、北京プラス 25 のプロセスを動かし始め、UN ウィメンは、各国が進歩を評価し、格差を明らかにできるように、包括的な国内レヴェルの見直しのための「ガイドライン」メモを出した。私たちは、統一のみならず分裂も生み出している強い力が国際的に働いていることを過小評価できない。強化されたフェミニスト運動への絶対的支援を要請する。実際、北京プラス 25 の見直しにはすべてのステイクホールダー、つまり政府のあらゆる部局、議会、市民社会と民間セクター、並びにあらゆる年齢の男女、次世代のジェンダー平等提唱者及びまだ参加していない人々がかかわるべきである。

2017 年に事務総長が「システム全体にわたるジェンダー同数戦略」、とりわけ事務総長の上級管理職グループと駐在コーディネーダーの間の史上初めての完全な同数を開始して以来、国連で「印象的な」進歩が遂げられてきた。さらに幅広く言えば、どの女性にもどの女児にも暴力を受けない生活を送る権利があるということである。女性と女児の人身取引と女性性器切除のような有害な慣行は、重大な人権侵害である。兆候に対処するだけでは十分ではない。原因、特に不平等な力関係、社会規範、固定観念、女性に対する暴力を大目に見る態度に対処しなければならない。女性と女児に対する暴力を防止し、撤廃する包括的取組が「目標」の達成に向けた進歩を可能にするであろう。

事務総長の 3 つの報告書を紹介するが、「女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化」と題する報告書(A/73/2949 は、技術によって促進されるものを含めたセクハラに光を当てている。

#MeToo、#TimesUp、#BalanceTonPorc、#NiUnaMenos 及び#HollaBack!運動の成長は、民間・公共セクター、正規・非正規経済、教育及び公共の領域で女性と女児に悪影響を及ぼす世界的問題としてセクハラを確認している。報告書は、差別としてセクハラを認める法律が生み出されることを勧告している。次に、女性と女児の人身取引に関する報告書(A/73/263)は、「目標」を実現する際に格差を生み出す要因も女性と女児の人身取引の原因の中にあり、つまり、貧困、ディーセント・ワークの欠如、限られた教育へのアクセスであると述べている。最後に、「女性性器切除を撤廃する世界的努力の強化」に関する報告書(A/73/266)は、重要な進歩が遂げられてきたが、進歩は促進されなければならないことを示している。この報告書は、ジェンダーに基づく不平等と差別のようなこの慣行の原因に対処するようにも各国に要請している。

3. Laura Londen 国連人口基金(UNFPA)管理副事務局長: 産科フィステュラをなくす努力の強化」に関する事務総長報告書(A/73/285)を紹介する。出産の最もトラウマを与える傷害である産科フィステュラの悲劇は、数えきれない数の女性と女児から健康と希望と尊厳を奪っている。その根強さは、世界的な不平等を指摘しており、妊産婦死亡と傷害に対処するためにかなりの進歩が遂げられないならば、「持続可能な開発目標」は危険にさらされる。一世代のうちに産科フィステュラをなくすことを国連が公約して 2 年経って、大きな進歩が遂げられつつある。

保健セクターへのさらな介入が産科フィステュラを根絶するために必要とされる。国内戦略には、保健サーヴィスへの公正なアクセスと範囲が含まれていなければならず、この問題は、「持続可能な開発目標」の実施計画に含まれなければならない。さらに、国家は、さらなステイクホールダーのかかわりを育成し、普遍的な保健ケアのためのかなり増額された財政的支援を確保し、意識啓発を強化しなければならない。女性と女児の福利はそれ自体が権利であり、子ども・家族・社会の生存と保健にかなり良好な影響を与えることを認める必要がある。変革的戦略を通して女性の福利に影響を及ぼす社会的決定要因を改善する努力を促進するよう要請する。

会場からの質問とコメント

スーダン: 女性と女児に対する暴力として女性性器切除を犯罪化する我が国の法的枠組を説明しこれを施行することを要請する。女性性器切除に関する事務総長報告書(A/73/266)の中の統計は、最新のものではないことを指摘し、これが検証されることを要請する。

エジプト: 女性性器切除は有害な慣行であり、我が国は、より厳しい懲罰でこれを罰している。事務総長報告書に述べられている統計の中には、更新されていないものがあり、従って、達成された進歩を反映していない。これらが検証され、正されることを要請する。

議題導入ステートメント(継続)

4. Dalia Leinarte 女子差別撤廃委員会(CEDAW)議長: 昨年 CEDAW が対処した最もがっかりすることの一つは、報復と脅しであった。女性の人権擁護者たちが、女性の権利を推進しようとして CEDAW にかかわったり、協力したりすることに対してそのような行為を受けることは受け入れがたい。締約国が、女性の人権擁護者を保護することを保障する際に、CEDAW は脅しまたは報復に関する報告者として Nahla Haidar を、報告者代理として Glacys AcostaVargas を任命した。委員会は、国連人権条約機関の第 27 回議長会議で、脅しまたは報復に対するガイドライン(サンノゼ・ガイドライン)も支持した。

さらなる作業を概説するが、委員会は、2018 年 3 月に気候変動の状況での災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する一般勧告を採択した。この勧告は、気候が引き起こす災害において女性と地域社会

の強靭性を強化する際にジェンダー平等の達成に関して締約国にガイダンスを提供している。委員会は、女性と女児がより良い経済条件または迫害からの避難を求めて国境を越えて移動する時、女性と女児の人身取引に対処するガイダンスを提供する「世界的移動の状況での女性と女児の人身取引」に関する一般勧告を採択した。この勧告は、女性と女児を性的搾取と虐待にさらす危険要因を含め、人身取引のジェンダーの側面に特に対処する。この勧告は、女性と女児の人身取引を煽る違法な資金の流れを含め、組織犯罪に対処す際の締約国の責任にも取り組む。

会場からの質問とコメント(継続)

日本: 委員会は特に気候変動に関連して、女性と女児の完全参画を強調し、安全保障理事会決議第 1325 号(2000 年)は紛争の防止と解決における女性と女児の重要な役割を再確認している。

欧州連合:「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国内レヴェルで完全に実施され、対話にかかわることを保障するために、「条約」の普遍的批准を要請する。ディジタル時代の女性と女児にとっての課題に関してもっと情報を求める。

英国: 女性と女児の人身取引に関する事務総長の報告書とその勧告に関して、委員会の作業を楽しみにしている。人身取引は受容できず、現代の奴隷制度と闘うための道具として、CEDAW をどのように利用するかを尋ねる。

アイルランド: 市民社会との協力が、委員会を強化するであろう。委員会が、その作業にジェンダー固定観念の調査と先住民族女性に関する作業を含めていることを歓迎する。

メキシコ: 我が国は女性と女児の権利を強化することを決意している。市民社会と協働して、この目的でメキシコが設置してきた様々な政策を引用して、「2030 アジェンダ」でジェンダー平等を達成する努力を緊密に連携させることの重要性を強調する。

ロシア連邦: これらの問題に対処し、委員会の作業に多言語主義を保障するためにどのような措置が取られているのかを尋ねる。フォローアップ評価プロセスが平等で尊重し合う対話をより複雑なものにするので、そのようなメカニズムの不承認を表明する。

Ms. Leinarte の回答

資金の乏しさのために委員会は、その作業の重点を一つの一般勧告---世界的移動の状況での女性と女児の人身取引---に置くことを決定した。委員会はわずか 3 つの提案を受領し、一つを選ばなければならなかった。しかし、他の 2 つの問題---性差別主義的固定観念と先住民族女性---にも注意している。資金の乏しさのために、委員会は一つの勧告に取り組む。一般勧告の採択には時間がかかる---5 年のうちの 4 年まで---こともあり、今後はプロセスがもっと速くなるよう希望する。フォローアップ評価に関しては、締約国がどの報告形式を好むのかを決定することを想起する。奴隷制度に加え、新しい一般勧告は、性的目的での奴隷制度---この型の犯罪では被害者の大多数が女性---にも重点を置くべきである。タスク・フォースの発言者への時間の配分に関する規則に関しては、委員会は最善を尽くしている。政府代表団の団員が、高官専門家が何を言うかに耳を傾けることが重要である。

議題紹介ステートメント(継続)

5. Dubravka Simonovic 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者: 昨年中の活動を概説するが、オーストラリアとバハマに関する 2 つの国別報告書と共に、人権理事会に「女性と女児に対するオンライン暴力」に関するテーマ別報告書を最近提出した。3 月には、女性に対する暴力と差別と闘うマ

ンデートを与えられている独立した国連と地域メカニズムの間のテーマ別協働のための新しい制度的プラットフォームを開始した。

政治における女性に対する暴力に関するテーマ別報告書(A/73/301)を提出するが、女性に対する組織的なジェンダーに基づく暴力は、差別に深く根付いており、女性政治家、活動家、投票者の生活を、破壊的影響を伴って---被害者とその家族のみならず民主主義そのものにも---形成する。2016 年の英国の議員であった Jo Cox、2018 年のブラジルの人権擁護者 Marielle Franco 及び 2016 年のホンデュラスの環境活動家 Berta Caceres の殺害を引用する。

そのようなぞっとする暴力が女性の政治参画に与えるインパクトに対処するには、国家と非国家行為者が等しく政治や選挙におけるそのような虐待を防止し、闘うことが必要である。声を上げる勇気を持つ女性は、意見を聞いてもらい支援を受け、社会変革の準備が完全にはできていないジェンダーに盲目的な制度によって再被害に遭わないようにされるべきである。報告書は、そのような暴力の原因と結果を分析し、女性があらゆるレヴェルの政治的意思決定でかなり数が少ないことを述べている。2017 年 1 月 1 日現在で、わずか 7.2%が国家の長であり、5.7%が政府の長であり、23.3%が議員である。

政治における女性に対する暴力は、しばしば、女性が政治生活に参画することを思いとどまらせ、伝統的なジェンダー役割を保つための方法として、女性嫌いの性差別主義の言葉による攻撃、セクハラまたはフェミサイドを通して示される。報告書は、これが重大な人権侵害となり、平等な政治参画とジェンダー平等を妨げていると結論づけている。報告書は、女性に対する暴力と闘い、防止する法律と政策を立案し、採択し、施行する緊急の必要性があるとも結論付けている。

報告書は、国の議会が行動規範を採択し、報告メカニズムを生み出して、進むべき道を主導することを勧告している。政党は、その土台となる文書で、加害者に対するゼロ・トランス政策を制定するべきである。そのような努力に男性議員をかかわらせことが極めて重要であることを強調する。声を上げ、適切な国内・国際メカニズムにそのような暴力を通報することにより、ジェンダーに基づく暴力を巡る沈黙の文化と取り組むために、国内・国際レヴェルで量的・質的データと女性のエンパワーメントが必要である。

<u>会場からの質問とコメント(継続)</u>

<u>南アフリカ</u>: 政治にかかわっている女性は、ジェンダー固定観念から生じる脅しと暴力に直面している。この害悪に対処すために加盟国が取ることのできる措置について尋ねる。

<u>スペイン</u>: 我が国にとって、ジェンダーに基づく差別を撤廃することが優先事項であり、現在女性が過半数であり、11 名の女性閣僚と 6 名の男性閣僚がいる政府の構成内での進歩を伝える。

<u>コロンビア</u>: 「目標 5」の点で、政治にかかわっている女性の割合は、コロンビアでは増加した。政府には、男女が同数いるが、ノーベル平和賞の受賞者にお祝いを申し上げる。

<u>カナダ</u>: 女性議員の半数が、職場でのセクハラを報告していることに深い懸念を表明する。政治にかかわっている女性もオンライン暴力の被害者である。選挙前、選挙中及び選挙後に、政府はどのように女性に対する暴力によりよく対処できるのかを尋ねる。

<u>リヒテンシュタイン</u>: 世界中での女性の政治参画の程度に留意するが、我が国は議会を含め、これを高めるために闘っている。これに対処できる好事例を尋ねる。

<u>スイス</u>: 国々にわたって法的基準を調和させる必要性を強調する。政治における女性差別の広がりは、女性がその完全な政治的権利を享受する力を奪う。メディアにおける性差別主義的固定観念について懸

念を表明し、この問題にいかに対処するべきかについての考えを尋ねる。
エストニア: ソーシャル・メディアの使用が政治における女性のハラスメントを促進するという懸念を共有する。ソーシャル・メディアの良い面を促進し、ディジタル格差を克復するにはどうすればよいかを尋ねる。
オーストラリア: 男女間の平等な参画は「目標5」に体現されているが、ハラスメントが、女性が政治世界に入ることを思いとどまらせることもある。
ブラジル: 政府は加害者を裁判にかけることにコミットしているが、政治における女性に対する暴力との闘いの成功は、女性一般を支援するためにどのように利用できるのかを尋ねる。
欧州連合: このような暴力が起こるところではどこでもこれと闘うことが重要であり、特別法を通して、暴力をどのように違った風に取り扱うことができるのかを尋ねる。
その他チェキア、英国、ポルトガル、スロヴェニア、アイルランド、ロシア連邦、ナイジェリア及びエリトリアの代表も発言した。

Ms. Simonovic の回答
国連と地域メカニズムとの間の協力に関する質問に関しては、不十分な資金が問題である。テーマに基づいて合同で対処するべき多くの問題がある。報告書の提出を超えて、実施がカギであるが、報告書への様々な国連メカニズムの寄稿を強調する。
さらに既存の政策を評価するためのデータの収集と分析の重要性を強調する。力を合わせて、開発途上国と先進国との間の差を検討する良い方法論を開発することが重要である。
政治への女性のかかわりに関しては、進歩が依然として遅々としており、女性の参画を増やす特別措置が必要とされることを認める。報告書は、政治にかかわる時に女性が直面する様々な形態の暴力を概説している。女性に対する暴力に対処する一般法を有することが重要である。さらに、私のこの前の報告書は、オンラインで女性が直面する形態の暴力に重点を置いた。これは新しい脅威を表しており、これに対処する最も良い方法は依然として課題である。

Ms. Regner の回答
選挙を超えて、政治における女性に対する暴力を包括的に検討し、国内と地方の政治的現実の間の差異を調べることが重要である。

一般討論
モロッコ(アフリカ・グループを代表)、ウルグァイ(高齢者友好国グループ: アルゼンチン、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、グァテマラ、ホンデュラス、インドネシア、ケニア、マレーシア、メキシコ、パナマ、ペルー、カタール、スロヴェニア、南アフリカ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウルグァイを代表)、グァイアナ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表

10月5日(金)午後 第8回会議

議事項目29(継続)

一般討論(継続)
ナミビア(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、タイ(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、エ

ルサルヴァドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、エストリア(北欧・バルト海諸国を代表)、欧州連合、フィンランド、スイス、リヒテンシュタイン、コロンビア、オランダ、キューバ、**日本**、ペルー、バングラデシュ、ロシア連邦、イラク、ラオ人民民主主義共和国、エリトリア、ナイジェリア、ルーマニア、赤道ギニア、トンガ、インドネシア、エジプト、ニュージーランド、南アフリカ、ブラジル、サウディアピア、米国、ハンガリー、パラグァイ、アルゼンチン、ジョージア、シンガポール

日本のステートメント(宮崎あかね政府代表顧問): ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、女性の可能性を最大限にします。よりかかわる社会とより強い経済が、女性の参画をより高めることを通して実現できるし、また実現されるべきであると信じております。

この考えに基づいて、日本は、世界中で「女性が輝く社会」を達成することに向けて、その国際協力と開発援助を強化してまいりました。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、すべての「持続可能な開発目標」を達成するために絶対に必要です。特に「SDG5」は、女性と女児が直面している課題に包括的に対処する必要性を示しています。ジェンダー平等は、すべての国々による集団的努力を通して、即座に達成されなければなりません。

これら国際努力に沿って、日本は様々な事業にかかわってきました。過去の我が国の貢献をいくつか紹介させていただきます。

日本は、2017 年 7 月の G20 ハンバーグ・サミットで設立された女性起業家金融イニシャティヴである「We-Fi」に 5,000 万米ドルの寄付をいたしました。我が国の寄付は、開発途上国の女性の財政的独立と経済的・社会的参画を推進してきました。

国内の場に関しては、「政治の分野における男女共同参画の推進に関する法律」が今年 5 月に制定されました。日本は、政治への女性の参画の拡大が、この領域で一般の人々の多様な意見を反映するために重要であると信じております。

さらに、国会も、6 月に働き方改革を推進する関連法を可決しました。日本は、働き過ぎを減らし、雇用状態にかかわりなく公正な労働条件を確保することにより、すべての人々のニーズにふさわしい様々な働き方で雇用を見つけることのできる社会を達成することを目的としております。

国連に対する公約に関しましては、6 月に、女子差別撤廃委員会(CEDAW)の新委員として、秋月弘子教授が選出されました。日本は秋月教授が女性の権利の問題の幅広い、深い知識と経験に基づいて委員会に重要な貢献をされるものと信じております。日本は秋月教授と委員会の作業を支援するために努力を惜しみません。

さらに、日本は、国連で女性・平和・安全保障のアジェンダを推進してまいりました。特に、日本は紛争中の性暴力防止のための司法制度の改善のみならず、中東とアフリカで紛争の悪影響を受けている女性と女児のエンパワーメントを支援しています。

2014 年以来毎年、日本は、世界トップの女性指導者やその他の関連ステイクホールダーと共に、女性のエンパワーメントの様々な側面を討議するために、東京で、世界女性集会"WAW!"を開催してきました。2017 年 11 月の前回の WAW!シンポジュームで、日本は、女性起業家の支援、企業でのジェンダー主流化、技術革新と女性、無償労働の再配分、女性・平和・安全保障のアジェンダ及びメディアの女性を含め、様々なアジェンダの下で討議し、勧告を出しました。

日本は、国連機関、加盟国、民間セクター及び市民社会団体と協力して、「女性が輝く社会」を実現するためにその努力を継続しています。第 5 回 WAW!シンポジュームは、日本が議長国を務める G20 サミ

ットと並んで、2019 年 3 月に東京で開催されます。日本は世界中からの参加者を歓迎することを心より楽しみにしております。

10 月 8 日(月) 午前 第 9 回会議

議事項目 29(継続)

一般討論(継続)

パキスタン、ドミニカ共和国、グァテマラ、ニカラグァ、カザフスタン、インド、エクアドル、イタリア、モルディヴ、アフガニスタン、イスラエル、メキシコ、トルコ、ジャマイカ、ホーリーシー、中国、ザンビア、オーストラリア、イラン・イスラム共和国、スペイン、アイスランド、ナミビア、朝鮮民主主義人民共和国、韓国、ミャンマー、ブルガリア、スーダン、ヴェトナム、ルワンダ、ガンビア、テュニジア、カナダ、パナマ、パレスチナ国、アルジェリア、ガボン

組織上の問題

人権理事会の特別手続きマンデート保持者と条約機関または作業部会議長の招待

10 月 2 日の第 1 回会議で、ブルンディ代表団は、ブルンディに関する調査委員会を、委員会に提出された特別手続きマンデート保持者のリストに掲載したことに対する法に基づく法的意見を要請した。同会議で、委員会事務局は、法的意見は委員会に四つのみ要請できることを勧告した。委員会は意見の中で対処される問題も承認することになっている。その結果委員会は、ブルンディに関す調査委員会とソマリアの人権状況に関する独立専門家の招待に関する決定を延期した。

ステートメント: オーストリア(欧州連合を代表)、エジプト、リヒテンシュタイン(オーストラリア、カナダ、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、モロッコ、シリア・アラブ共和国、米国、ブルンディ、ロシア連邦、中国

ˇ 法的意見を求めるブルンディ代表団の提案に関する票決を延期することを決定

10 月 8 日(月)午後 第 10 回会議

組織上の問題(継続):

人権理事会の特別手続きマンデート保持者と条約機関または作業部会議長の招待(継続)

動議の提案: ブルンディ: 委員会に提出された特別マンデート保持者のリストにあるブルンディの調査委員会に関連する法的意見をともめる提案に関して、総会の手続き規則の規則 116 の下で、討議を 48 時間延期すること

動議に賛成するステートメント: モロッコ、シリア・アラブ共和国

一般コメント: モロッコ、エジプト

賛成 67 票、反対 56 票、棄権 11 票で動議を採択

議事項目 29(継続)

一般討論(継続)

シエラレオネ、エジプト、シリア・アラブ共和国、バーレーン、セネガル、ブルキナファソ、エルサルヴァドル、レバノン、コスタリカ、コモロ、ガーナ、アラブ首長国連邦、ホンデュラス、カーボヴェルデ、

リビア、フィリピン、マレーシア、マラウィ、アルバニア、アンドラ、ギニア、エチオピア、タイ

答弁権行使

日本: 朝鮮民主主義人民共和国に応えるが、70 年にわたって、日本は人権と民主主義を尊重してきたことを強調する。日本政府は、不信を克復することによって北東アジアに平和をもたらしたいと思っており、ともに明るい未来を求めている。

韓国: 朝鮮民主主義人民共和国に応えるが、脱北者たちは市民の自由を享受している。我が国政府は移動の自由と家族の離別を克復するための希望を表明する。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本の忌まわしい犯罪は、公式に認められたこともなければ、誠実に補償されたこともない。承認と補償がなければ、日本に明るい未来はなく、2 国間関係の改善もない。日本は過去の犯罪を免れようとしている。我が国の女性国民の問題に関しては、彼女たちは騙されたのであり、家族はその帰還を待っている。

10 月 9 日(火)午前　第 11 回会議

議事項目 70: 子どもの権利の推進と保護

(a)子どもの権利の推進と保護

(b)子ども特別総会の成果のフォローアップ

提出文書

1. 子ども結婚、早期・強制結婚: 事務総長報告書(A/73/257)(翻訳は「公式文書(2)を参照」
2. 子どもの権利委員会報告書(A/73/41)
3. いじめからの子どもの保護: 事務総長報告書(A/73/265)
4. 「子どもの権利に関する条約」の状態: 事務総長報告書(A/73/272)
5. 子どもと武力紛争のための特別代表報告書(A/73/278)
6. 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表年次報告書(A/73/276)
7. 子ども買春・子どもポルノ・その他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と搾取に関する特別報告者報告書(A/73/174 及び Corr.1)
8. 子ども特別総会の成果のフォローアップ: 事務総長報告書(A/73/223)

議題導入ステートメント

1. Virginia Gamba 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表

会場からの質問とコメント

エストニア、カタール、スペイン、スロヴェニア、欧州連合、スイス、英国、カナダ、パスチナ国、ドイツ、マレーシア、シリア・アラブ共和国、スーダン、サウディアラビア、アラブ首長国連邦、南アフリカ、アルジェリア、イエーメン、モロッコ、リヒテンシュタイン、イスラエル、リビア

Ms. Gamba の回答

議題紹介ステートメント(継続)

2. Marta Santos Pais 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表

会場からの質問とコメント(継続)

欧州連合、シリア・アラブ共和国、スペイン、ポルトガル、スイス、メキシコ、ノルウェー、ブラジル、エストニア、スロヴェニア、ドミニカ共和国、欧州評議会

Ms. Santos Pais の回答

議題導入ステートメント(継続)

3. Ted Chaiban ユニセフ・プログラム部長

会場からの質問とコメント(継続)

シリア・アラブ共和国、コスタリカ

Mr. Chaiban の回答

一般討論

モロッコ(アフリカ・グループを代表)、ジンバブエ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、バルバドス(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)

10 月 9 日(火)午後 第 12 回会議

議事項目 70(a)(b)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

4. Renate Winter 子どもの権利委員会議長

会場からの質問とコメント

日本(条約の 30 周年を目前にして依然として数多くの課題が残っている。人権条約機関の間の調和と協働について尋ねる)、スイス、欧州連合、メキシコ、英国

Ms. Winter の回答

議題紹介ステートメント(継続)

5. Maud de Boer-Buquicchio 子ども買春・子どもポルノ・その他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者: 各国政府は、移動する子どもが保護されることを保障しなければならない。「移動グローバル・コンパクト」が、正式に採択され、行動に変えられなければならない。大半が女性と子どもであるロヒンギャ難民の状態について特に懸念を表明する。結婚と性的搾取を目的とした子ども売買の事件が増えていると伝えられている。加害者の説明責任を確保する行動を要請する。

「2030 アジェンダ」の見直しとフォローアップ手続きは、各国からの報告不足に苦しんでいることを強調する。説明明責任メカニズムは、いまだに嫌がらせを受け、子どもに対する暴力をなくすという目標は、多くの国々で国内開発アジェンダに統合されなければならない。任意の国内見直しで子どもたちが脆弱であることが明らかにされているが、分類データと分析が欠けている。しかし、信頼できるデータは説明責任の核心にある。これが欠けていることは、子どもの売買と性的搾取と闘う努力を危険にさらす。「持続可能な開発目標」の指標は、これら侵害の地図作成の機会である。さらに、国々は、子どもにどのように投資するかを示さなければならない。こうすれば、政策と法律を行動に変える方法の効果的評価ができるであろう。子どもが見直しとフォローアップ手続きにかかわることも重要である。彼らの意味

ある参画は、「2030 アジェンダ」の実施の強力な指標である。

会場からの質問とコメント(継続)

南アフリカ（「2030 アジェンダ」を実施するための標準的特徴も方法論もない。暴力をなくすという目標は、計画に統合されるべきである。「持続可能な開発目標」の実施にジェンダー権を主流化することについて尋ねる)、英国(すべての国家が「子どもの権利に関する条約」を批准するための措置について尋ねる)、米国(子どもの売買に関すデータの必要性を強調し、近いうちに役立つ行動について尋ねる)、欧州連合(監視を高める方法と任意の国内見直しに対する子どもの権利の取組の例について尋ねる)、アイルランド(「持続可能な開発目標」における子どもの意見をどのように完全に実施できるのかを尋ねる)、ドミニカ共和国(子ども結婚は国際法とは相容れない)、メキシコ(世界同盟を強化する措置について尋ねる)

Ms. Boer-Buquicchio の回答

すべての「持続可能な開発目標」に子どもの権利を主流化し、民間セクターと協力することの重要性をまず強調する。すべてのステイクホールダーは旅行・観光セクターで性的搾取を防止するために活動できるが、インターネット・サーヴィス・プロヴァイダーは、子どもの虐待を防止する際にカギとなる役割りを果たすことができる。知識を得て分かち合う努力において、市民社会と各国政府の間の協力を要請する。平行して、子どもの権利条約、特に「選択議定書」を批准することを勧告する。

さらに幅広く言えば、人身取引と子どもの売買は重なり合うので、データはしばしば誤解され、これは法の適用に関連する事実である。子どもの参画は、売買か人身取引がかかわっているのかどうかによって違った風に対処できる。売買にはいつも商取引がかかわるが、人身取引は違う。性別・年齢別民族グループ別・犯罪別の指標とデータを見直す必要性を強調する。公約は政治の最高のレヴェルでなされなければならない。アイルランドとドミニカ共和国への訪問に関してまだこれから人権理事会に報告しなければならない。特に未成年者の売買と人身取引に関連して、子どもの権利に対して払われる注意が不十分であることを残念に思う。

議題導入ステートメント(継続)

6. Manfred Nowak 独立専門家・「自由を奪われた子どもに関する世界調査」の主著者

会場からの質問とコメント(継続)

スペイン、南アフリカ、オーストリア、メキシコ、欧州連合、ドイツ、スイス

Mr. Novwk の回答

一般討論(継続)

インドネシア(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、リトアニア(北欧・バルティック諸国を代表)、欧州連合、エルサルヴァドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、スイス、リヒテンシュタイン、ケニア、イタリア

10 月 10 日(水) 午前 第 13 回会議

議題 70(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

サウディアラビア、キューバ、**日本**、ペルー、イラン・イスラム共和国、パキスタン、ロシア連邦、ラ

オ人民民主主義共和国、ヴェトナム、エリトリア、イスラエル、メキシコ、モンゴル、インド、ブラジル、コロンビア、スペイン、ジャマイカ、ポーランド、グァテマラ、カザフスタン、インドネシア、エクアドル、南アフリカ、ジョージア、モルディヴ、マレーシア、トルコ、アフガニスタン、ドミニカ共和国、カタール、ホーリーシー、ザンビア、オーストラリア、中国、アイスランド、ナミビア、韓国、ミャンマー、スリランカ、エジプト

日本のステートメント(宮崎あかね政府代表顧問): 国際社会の最も重要なミッションの一つは、子どもが恐怖や脅しなく成長できる社会を築くことです。日本は、子どもの権利の推進と保護のための土台として、「子どもの権利に関する条約」を評価しております。我が国は、子どものためのより良いより安全な社会を築く措置を取ってまいりました。この点で、子どもに対する暴力に対処する世界的・国内的公約を紹介させていただきます。

今年2月に、ストックホルムが開催された暴力をなくす解決策サミットで、「子どもに対する暴力をなくす世界パートナーシップ(GPeVAC)」に対して3つの主要な公約を発表しました。日本は、子どもに対する暴力をなくす国内行動を促進する草分け国となりました。第二に、日本は、すべての子どもが暴力を受けずに成長する世界を実現する夢を完全に支援するために、GPeVAC の理事国に加わりました。第三に、日本は、GPeVAC の関連基金に 590 万米ドルの寄付をしました。日本は、人道の場で、暴力防止に関するその作業を支援する基金の人道窓口の初めてのドナーとなりました。

日本の寄付の目的は、子どもたちが武装集団を離れて新生活を始めことを可能にし、職業訓練と所得創出活動を提供し、暴力が引き起こした心理的損傷に対処し、子どもたちが地雷からさらに害悪を経験することを防止することにより、ナイジェリアとウガンダでの 12 のプロジェクトを通して、紛争と危機の状況での子どもに対する暴力に緊急に対処することです。日本は、これらプロジェクトの進歩を継続してフォローアップするつもりです。

子どもに対する暴力に対処する様々な国内の措置の中で、校内暴力を防止する日本の努力を紹介させていただきます。文部科学省は、学生のために不安のない学習環境を確保するためにいじめと校内暴力に対する早期発見、早期行動及び保護を確保する措置を重要視しております。

例えば、毎学年度に、サイバーいじめを含めた認められたいじめの事例の数を概説する「学生の望ましくない行為と欠席に関する調査」公表しております。さらに、2015 年以来、日本政府は、国のあらゆる場所でのいじめに対処する多様で、集中した努力を推進する目的で、4 年連続で「いじめに関する国内子どもサミット」を開催しております。日本は、小学校、中・高等学校の生徒がいつでも助けと助言を求めるための 24 時間ホットラインも設立しております。

残念なことに、世界中での継続する子どもに対する暴力は、大きな害悪を引き起こし、健全な成長につながる環境を子どもたちから奪っています。しかし、日本は、SDG16.2 を達成する努力を惜しまず、他の加盟国、国連機関及び市民社会団体と我が国の好事例を分かち合う用意があり、またそうしたいと思っております。パートーと共に、日本は、世界中で子どもの権利を推進し保護し続けるつもりです。

10 月 10 日(水)午後 第 14 回会議

組織上の問題

人権理事会特別マンデート保持者と条約機関または作業部会議長の招待に関する動議票決前ステートメ

ント: モロッコ(アフリカ・グループを代表)、米国、キューバ
国連法務部から法的意見を求める提案を賛成 91 票、反対 1 票、棄権 66 票で採択
採択後ステートメント: シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

議事項目 70(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

フィリピン、ナイジェリア、スーダン、バングラデシュ、ルワンダ、ガーナ、ウルグァイ、アルジェリア、サンマリノ、イラン・イスラム共和国、シリア・アラブ共和国、バーレーン、米国、ブルキナファソ、レバノン、トンガ、アラブ首長国連邦、ルーマニア、エチオピア、カメルーン、アンドラ、ウクライナ、リビア、ボリヴィア多民族国家、アンゴラ、モザンビーク、赤道ギニア、ニカラグァ、モナコ、シエラレオネ、ボツワナ、ブータン、ギニア、オマーン、アゼルバイジャン

答弁権行使

シリア・アラブ共和国: トルコ、サウディアラビア及び米国のシリアの難民の子どもの支援に関する発言に応える。もしこの支援が存在するとするならば、シリア国民の苦しみに対して責任のあるこれら国々の政府のためである。シリアの子どもたちは、彼らのために、その安全保障、安定、両親との生活を失っているのである。我が国の危機は、政治的解決を見出そうとする努力が妨げているために長引いているのである。これら破壊的国々の介入がなければ、我が国はこれら国々の支援など必要としなかったであろう。

10 月 11 日(木) 午前 第 15 回会議

議事項目 70(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

ブルンディ、パレスチナ国、マルタ騎士団、国際赤十字赤新月社連盟、国際労働機関(ILO)、シンガポール、タイ、クエート、モロッコ、パナマ、ブルガリア、レソト、アルバニア

議事項目 29(継続)

一般討論(継続)

モロッコ、アゼルバイジャン、ベルギー、クエート、カタール、スリランカ、食糧農業機関(FAO)、国際労働機関、カメルーン

女性の地位の向上の議題の下での一般討論ステートメントの内容

ステートメント総数 105(国グループ 8、各国 95、国際団体 2)

女性によるステートメント 54(うち青年 1)51.4%、男性によるステートメント 51,48.6%

暴力[1]	68	平和・安全保障[2]	
ジェンダー平等[3]	66	保健[4]	20
参画[5]	61	国際条約・文書[6]	19
エンパワーメント[7]	61	地位の向上	17
開発[8]	46	貧困[9]	17
法の整備[10]	34	国連機関[11]	16
教育[12]	30	平等への障害[13]	12
脆弱な女性[14]	25	ジェンダー主流化	10
差別	22	環境[15]	

10 月 12 日(金)午前 第 16 回会議

議題 71: 先住民族の権利

提出文書

1. 先住民族の権利に関する人権理事会特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/176)
2. 国連先住民族任意基金の状態: 事務総長メモ(A/73/137)

議題導入ステートメント

Victoria Tauli-Corpuz 先住民族の権利に関する特別報告者

---

[1] 人身取引 17、ジェンダーに基づく暴力 13、性暴力 13、早期・強制結婚 11、ドメスティック・ヴァイオレンス 9 等

[2] 安全保障理事会決議第 1325 号 3、外国の占領 2、テロリズム 1 等

[3] ジェンダー同数 48、同一価値労働同一賃金 9 等

[4] 性と生殖に関する健康と権利 6、十代の妊娠 2、HIV とエイズ 2、産科フィステュラ 1 等

[5] 意思決定 28、政治参画 24、科学技術工学数学 7、指導的地位 6、経済参画 7 等

[6] 北京宣言と行動綱領 10、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 5、国際人口開発会議行動計画 3 等

[7] 経済的エンパワーメント 12、生産資源へのアクセスと管理 11、出産・育児休業 8、少額貸付 5、政治的エンパワーメント 3 等

[8] 「持続可能な開発目標」18、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」8、持続可能な開発 4 等

[9] 貧困の女性化等

[10] ジェンダー平等法 1、個人の地位法 1、婚姻法 1、選挙法 1 等

[11] 国連ウィメン 7、女子差別撤廃委員会 4、人権理事会 2、UNDP 1 等

[12] 女児の教育機会 11、大学教育 6、職業訓練 2、非識字 2、ICT 教育 1 等

[13] ジェンダー固定観念 8、不公平な社会規範と態度 3、文化的規範 2、家父長社会 1 等

[14] 農山漁村女性 12、移動女性 6、寡婦 4、武力紛争下の女性 4、母子家庭 3、障害を持つ女性 2 等

[15] 気候変動 5 等

会場からの質問とコメント

フィリピン、ニュージーランド、ロシア連邦、カナダ、メキシコ、ノルウェー、南アフリカ、米国、欧州連合、ブラジル、エクアドル

Ms. Tauli-Corpuz の回答

一般討論

エルサルヴァドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、アンティグァ・バーブダ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、フィンランド(北欧・バルティック諸国を代表)、欧州連合、メキシコ(先住民族友好国グループを代表)、イラク、ロシア連邦、ペルー、カナダ、メキシコ、ブラジル、コロンビア、米国、南アフリカ、パラグァイ、ニカラグァ、オーストラリア、エクアドル、ナミビア、パナマ、イラン・イスラム共和国、ホーリーシー、スペイン、コスタリカ、ボリヴィア多民族国家、フィジー、マレーシア、ウクライナ、カメルーン、キューバ、ラテンアメリカ・カリブ海先住民族開発基金、グァテマラ

10 月 15 日(月)午前 第 17 回会議

議事項目 74: 人権の推進と保護

(a) 人権条約の実施

(b)人権と基本的自由の効果的享受を改善するための代替取組を含めた人権問題

(c)人権状況と特別報告者と代表の報告書

(d)「ウィーン宣言と行動計画」の包括的実施とフォローアップ

提出文書

1. 人権条約機関制度の状態: 事務総長報告書(A/73/309)
2. 国連拷問被害者任意基金: 事務総長報告書(A/73/281)
3. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」の「選択議定書」によって設立された特別基金: 事務局メモ(A/73/282)
4. 拷問及びその他の残酷、非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者中間報告書: 事務総長メモ(A/73/207)
5. すべての移動労働者とその家族の保護委員会報告書(Suppl. 第 48 号)(A/73/48)
6. 人権委員会報告書(Suppl. 第 40 号)(A/73/40)
7. 拷問禁止委員会報告書(Suppl. 第 44 号)(A/73/44)
8. 現代の形態の奴隷制度に関する国連任意信託基金: 事務総長報告書(A/73/264)
9. 第 30 回人権条約機関議長会議報告書: 事務総長メモ(A/73/140)
10. 障害者の権利委員会報告書(A/73/55)
11. 強制失踪委員会報告書(Suppl.第 56 号)(A/73/56)
12. 死刑の使用の一時停止: 事務総長報告書(A/73/260)
13. 司法行政における人権: 事務総長報告書(A/73/210)
14. 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する人権理事会特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/314)
15. 行方不明の人々: 事務総長報告書(A/73/385)

16. 障害者の権利に関す特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/161)
17. テロ被害者を記念し捧げる国際デー: 事務総長報告書(A/73/___)
18. 開発への権利: 事務局メモ(A/73/138)
19. 原因と結果を含む現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/139)
20. 開発への権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/271)
21. 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/175)
22. 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家報告書: 事務局メモ(A/73/158)
23. 食糧への権利に関す特別報告者中間報告書: 事務総長メモ(A/73/164)
24. 宗教または信念に基づく暴力及び対人暴力の不寛容、否定的固定観念、汚名、差別、唆しと闘う: 事務総長報告書(A/73/153)
25. 宗教または信念の自由に関する特別報告者中間報告書: 事務総長メモ(A/73/347)
26. 安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/162)
27. 移動者の人権に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/178)]
28. テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者報告書(A/73/361)
29. 国内避難民の人権に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/173)
30. マイノリティ問題に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/205)
31. グローバル化とすべての人権の完全享受に与えるそのインパクト: 事務総長報告書(A/73/172)
32. テロが人権の享受に与える影響: 事務総長報告書(A/73/347)
33. 人権擁護者の状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/215)
34. 普遍的に認められた人権と基本的自由を推進し保護するための個人・集団・社会の機関の権利と責任に関する宣言の 20 周年と推進: 事務総長報告書(A/73/230)
35. 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居とこの状況での非差別の権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/310)
36. 裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/365)
37. 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会報告書: 事務総長メモ(A/73/163)
38. 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/348)
39. 極度の貧困と人権に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/396)
40. 人権と国際連帯に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/73/206)
41. 真実・正義・賠償・再発防止の保証の推進に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/336)
42. プライヴァシーへの権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/438)
43. 白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/73/181)
44. 文化的権利の分野の特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/227)
45. 性的指向と性自認に基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/73/152)
46. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/171)
47. 到達でき最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者中間報告書: 事務総長メモ(A/73/216)
48. 教育への権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/262)

49. 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/279)
50. 国家の外国の負債及びその他の関連する国際財政責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の享受に与える影響に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/73/179)
51. 危険物質と廃棄物の環境的に安全な管理と処分の人権にとっての意味合いに関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/__)
52. 安全で清潔で持続可能な環境の享受への権利に関連する人権責務の問題に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/188)
53. 農夫及びその他の農山漁村で働く人々の人権の推進と保護に関する作業部会報告書: 事務局メモ(A/73/165)
54. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況: 事務総長報告書(A/73/308)
55. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/386)
56. ミャンマーの人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/332)
57. イラン・イスラム共和国の人権状況: 事務総長報告書(A/73/299)
58. イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/398)
59. 1967 年以来被占領のパレスチナ領土の人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/447)
60. ブルンディに関する調査委員会報告書: 事務局メモ(A/73/363)
61. ソマリアの人権状況に関する独立専門家報告書: 事務局メモ(A/73/330)
62. ベラルーシの人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/380)
63. イラン・イスラム共和国国連代表部大使から事務総長に宛てた 2018 年 9 月 21 日付書簡(A/73/397)
64. 国連人権高等弁務官報告書: 事務局メモ(Suppl.第 36 号)(A/73/36)
65. 国連オーストリア代表部大使から事務総長に宛てた 2018 年 9 月 20 日付書簡(A/73/399)

議題導入ステートメント

1. Michelle Bachellet

会場からの質問とコメント

モロッコ、キューバ、ルーマニア、アルゼンチン、ポーランド、ドイツ、米国、スペイン、ベラルーシ、ブルンディ、シリア・アラブ共和国、スイス、アイスランド

Ms. Bachellet の回答

会場からの質問とコメント(継続)

エリトリア、チリ、ギリシャ、エジプト、中国、欧州連合、メキシコ、オランダ、イラン・イスラム共和国、ポルトガル、グァテマラ、アイルランド、リビア

Ms. Bachelet の回答(継続)

会場からの質問とコメント(継続)

サウディアラビア、パレスチナ国、米国、アゼルバイジャン、ロシア連邦、アルジェリア、朝鮮民主主義人民共和国、コモロ、ウクライナ、ボリヴィア多民族国家、パキスタン、ナイジェリア、アフガニスタン、ミャンマー、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

Ms. Bachelet の回答(継続)

10 月 15 日(月)午後 第 18 回会議

議事項目 74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)
2. Jens Modvig 拷問禁止委員会議長

会場からの質問とコメント
　欧州連合、ロシア連邦、米国、リヒテンシュタイン、デンマーク、モロッコ、フランス、南アフリカ、イラク

Mr. Modvig の回答

議題紹介ステートメント(継続)
3. Malcolm Evans 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する小委員会議長

会場からの質問とコメント
　スペイン、チェコ共和国、欧州連合、デンマーク

Mr. Evans の回答

議題紹介ステートメント(継続)
4. Nils Melzer 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　ブラジル、英国、キューバ、ロシア連邦、スイス、南アフリカ、チェコ共和国、ウクライナ、パレスチナ国、欧州連合、米国、デンマーク、ノルウェー、シリア・アラブ共和国

Mr. Melzer の回答

10 月 16 日(火)午前 第 19 回会議

組織の問題
ブルンディの調査委員会とソマリアの人権状況に関する独立専門家を招くかどうかに関する票決
　コメント: ブルンディ
　票決前コメント: オーストリア(欧州連合を代表)
　賛成 73 票、反対 33 票、棄権 32 票で提案を採択
　表決後ステートメント: ナイジェリア、ナミビア、ザンビア、コンゴ共和国、モンテネグロ

議題 74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)
5. Craig Mokhiber ニューヨーク国連人権高等弁務官事務所課長

会場からの質問とコメント
　アゼバイジャン、シリア・アラブ共和国、朝鮮民主主義人民共和国、イラン・イスラム共和国

Mr. Mokhiber の回答

議題導入ステートメント(継続)
6. Yuval Shany 人権委員会議長

会場からの質問とコメント
　カタール、米国、欧州連合、チェキア、英国、ロシア連邦、スーダン

Mr. Shany の回答

議題紹介ステートメント(継続)
7. Virginia Bras Gomes 経済的・社会的・文化的権利委員会議長

会場からの質問とコメント
　エルサルヴァドル、ウルグァイ、韓国、欧州連合

Ms. Bras の回答

一般討論
　エルサルヴァドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、欧州連合(旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア、アルバニアという候補国及び安定協会プロセス国候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ並びにモルドヴァ共和国及びジョージアを代表)、欧州連合(候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ及びアルバニアを代表)、ノルウェー(北欧・バルチック諸国デンマーク、エストニア、フィンランド、アイスランド、ラトヴィア、リトアニア、ノルウェー及びスウェーデンを代表)、コスタリカ(高齢者友好国グループのアルゼンチン、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、グァテマラ、ホンデュラス、インドネシア、ケニア、マレーシア、メキシコ、パナマ、ペルー、カタール、スロヴェニア、南アフリカ、トリニダード・トバゴ、トルコ及びウルグァイを代表)、スイス

10月16日(火)午後　第20回会議

議事項目74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)
8. Dante Pesce 企業と人権に関する作業部会議長

会場からの質問とコメント
　南アフリカ、スペイン、欧州連合、スイス、英国、米国、ロシア連邦、ノルウェー、インドネシア、キューバ

Mr. Pesce の回答

議題導入ステートメント(継続)
9. Clement Nyaletsossi Voule 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者

会場からの質問とコメント

モロッコ、米国、欧州連合、スイス、南アフリカ、英国、ロシア連邦、中国、イラン・イスラム共和国、ブラジル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、シリア・アラブ共和国、チェキア、キューバ

Mr. Voule の回答

一般討論(継続)

リヒテンシュタイン、エクアドル、ロシア連邦、メキシコ、ブラジル、モンゴル、中国、ナイジェリア

答弁権行使

中国: 我が国は人権と対話を提唱している。欧州連合は、事実に反する重大な非難を行った。すべての民族的マイノリティの権利は、完全に保証されている。中国は、万人が法の下に平等な国であり、中国の司法当局は、厳しく法に従って刑事事件を扱っている。欧州連合では、国々は難民に対する責任を回避しようとしており、犯罪が増え、国の議会の議員たちは、移動者、ムスリム教徒及びその他のマイノリティに対して人種差別的立場を表明している。このブロックは、独自の人権問題を反省するべきである。

シリア・アラブ共和国: 欧州連合は、違法な国際同盟から脱退し、同盟の破壊的行動から離れることによって、人権の価値を高めよう要請される。テロと闘うという口実は、虚偽である。欧州連合は人権の政治利用も拒否し、二重基準で人権を依怙贔屓的に扱うこともやめるべきである。さらに、欧州連合は、開発と人道行動を政治利用することも控えるべきである。欧州連合は国際法に反し、人権の享受を妨げる一方的な強制的制裁もやめ、難民に課される差別的で、人種主義的慣行もやめ、外国人排斥を要請する大衆迎合主義的言説もやめるべきである。

パキスタン: 欧州連合代表のコメントに答えるが、我が国は、すべての国民が差別なく人権の完全保護を得て暮らすことを保障することを決意している。欧州連合加盟国の中には外国人排斥と有害な目的のために言論の自由を誤用しているところもあることに注意を引く。対立ではなく協力こそが前進の道である。

ロシア連邦: 我が国の市民社会に関する欧州連合の非難は客観性に欠ける。これは時代遅れの情報にも基づいている。ロシア連邦では、200 以上の NGO が、いやがらせや制限を受けることなく活動している。さらに、クリミアとセバストポルの住民は、国民投票によってロシア連邦に加わることを選んだのであり、欧州連合はその加盟国の状況に対処すよう勧告する。

ウクライナ: ロシア連邦に応えるが、ウクライナに対するロシアの攻撃的行為を思い出してもらいたい。クリミアとセバストポルは、総会によって認められたように占領下にある。なぜロシア政府は他国に干渉する権利があると信じているのか説明してもらいたい。

朝鮮民主主義人民共和国:　欧州連合の我が国に対する非難は我が国の人権の現実とは何の関係もない。このブロックが自分の人道違反の犯罪に集中するよう強く勧告する。

ロシア連邦: ウクライナ政府は、クリミアとセバストポルの人々による選択を尊重しなければならない。ウクライナの人権状況は、反対派とマスメディアが嫌がらせに直面し、裁判官や弁護士に圧力が掛けられている状態で深刻である。人権責務を果たすようウクライナに要請する。

ウクライナ: ウクライナは国際法の下でのそのすべての責務にコミットしている。ウクライナはロシア連邦とは違って、長期にわたってマンデート保持者を公開で招待している。ロシア軍は半島を占領し、人々の意思を代表していないいわゆる国民投票を行った。

10月17日(水)午前 第21回会議

議事項目74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)
10. Fionnuala Ni Aolain テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　英国、ベルギー、アイルランド、イラク、ロシア連邦、メキシコ

Mx. Ni Aolain の回答

議題導入ステートメント(継続)
11. Diego Garcia-Sayan 裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　欧州連合、アラブ首長国連邦、モロッコ、ロシア連邦、トルコ

Mr. Garcia-Sayan の回答

議題導入ステートメント(継続)
12. Idriss Jazairy 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　バーレーン、スーダン、カタール、イラン・イスラム共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、パレスチナ国、アラブ首長国連邦、キューバ、イスラエル

Mr. Jazairy の回答

一般討論(継続)
　ネパール、コロンビア、コンゴ民主共和国

10月17日(水)午後 第22回会議

議事項目74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント
13. Xamir Akram 開発への権利に関する作業部会議長・報告者

会場からの質問とコメント
　ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、キューバ、イラン・イスラム共和国、中国、パキスタン、モロッコ

Mr. Akram の回答

議題導入ステートメント(継続)
14. Saad Alfarargi 開発への権利に関する特別報告者

会場からの質問とコメント

　コモロ、インドネシア、欧州連合、スーダン、イラン・イスラム共和国、ブラジル、キューバ、エジプト

Mr. Alfarargi の回答

議題導入ステートメント(継続)
15. Livingstone Sewanyana 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家

会場からの質問とコメント
　ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ

Mr Sewanyana の回答

一般討論(継続)
　エリトリア、トンガ、アルメニア、ガーナ、アフガニスタン、トーゴ、ホーリーシー

10 月 18 日(木)午前 第 23 回会議

議事項目 74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント（継続）
16. Suela Janina 強制失踪に関する委員会議長

会場からの質問とコメント
　メキシコ、アルゼンチン、**日本**(強制失踪は重大な人権侵害であり、普遍的に対処されなければならない。日本は委員会にその第一回報告書を提出し、建設的対話を楽しみにしている)、欧州連合、イラク

Mr. Janina の回答

議題導入ステートメント(継続)
17. Bernard Duhaime 強制または任意によらない失踪に関する作業部会議長

会場からの質問とコメント
　米国、欧州連合、ロシア連邦、シリア・アラブ共和国、中国、ウクライナ、イラン・イスラム共和国

Mr. Duhaime の回答

議題導入ステートメント(継続)
18. Cecilia Jimenez-Damary 国内避難民の人権に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　ノルウェー、米国、欧州連合、リビア、スイス、オーストリア、アゼルバイジャン、ロシア連邦、シリア・アラブ共和国、アルメニア、イラク、ジョージア

Ms. Jiminez-Damary の回答

10月18日(木)午後 第24回会議

議事項目74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)
19. Ahmadoud Tall 移動労働者とその家族の保護に関する委員会議長

会場からの質問とコメント
　インドネシア、欧州連合、モロッコ、ナイジェリア、リビア、エルサルヴァドル、サウディアラビア

Mr. Tall の回答

議題導入ステートメント(継続)
20. 1Felipe Gonzalez Morales 移動者の人権に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　カタール、エルサルヴァドル、コロンビア、ブラジル、スイス、カナダ、ドイツ、アラブ首長国連邦、南アフリカ、欧州連合、モロッコ

Mr. Gonzales Morales の回答

一般討論(継続)
　ヴェトナム、カタール、バングラデシュ、シリア・アラブ共和国、アラブ首長国連邦、ブルキナファソ、モナコ、ガボン、ルワンダ、ジャマイカ、モロッコ、インドネシア

10月19日(金)午前 第25回会議

議事項目74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)
21. Koumbou Boly Barry 教育への権利に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　カタール、英国、欧州連合、インドネシア、モロッコ、キューバ、エストニア、ポルトガル、国連教育科学文化機関、ハンガリー、ウクライナ

Ms. Koumbou Boly Barry の回答

議題導入ステートメント(継続)
22. Philip Alston 極度の貧困と人権に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　欧州連合、南アフリカ、エリトリア

Mr. Alston の回答

一般討論(継続)
　キプロス、ギリシャ、ミャンマー、カメルーン、ウクライナ、エチオピア、南アフリカ

答弁権行使

トルコ: ギリシャは歴史と現在の問題の一方的な解釈を示した。トルコ系キプロス人は、人権侵害に直面しており、多くの者は強制移動させられている。彼らはこの問題を解決するための折衝にコミットメントを示しているが、国連メカニズムは、状況を不正確に描くためにギリシャ系キプロス人によって操作されている。この不正を直ちになくすよう国際社会に要請する。

キプロス: 国際社会と数多くの安全保障理事会と総会の決議へのトルコの反対を残念に思う。キプロスの問題は、トルコの違法な占領の結果である。関連する国連決議に従うようトルコに要請する。

ロシア連邦: ウクライナ代表は、ロシア連邦の一部であるクリミア共和国の名称に関して過ちを犯した。我が国は国際人権協定の下でのすべての責務に応えている。人権を監視し、加害者を裁判にかける措置が取られている。ウクライナ政府は自国の人権状況を規制するべきであり、総会決議に関するウクライナの政治利用の挑発的なイニシャティヴを拒絶するよう要請する。

ウクライナ: ロシア連邦は占領軍である。ロシアのメディアの継続中のプロパガンダを批判し、この部屋にいるどの代表団も、ウクライナがロシアの占領で苦しんでいると確信する必要はない。

10月19日(金)午後 第26回会議

議事項目74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)

23. Leo Heller 安全な飲用水と下水道への人権の特別報告者

会場からの質問とコメント

スペイン、南アフリカ、スイス、モロッコ、エルサヴアドル、ロシア連邦、イスラエル、ドイツ、パレスチナ国、欧州連合、ウクライナ

Mr. Hellerの回答

議題導入ステートメント(継続)

24. Leilani Farha 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居に関する特別報告者

会場からの質問とコメント

モロッコ、南アフリカ、欧州連合、ロシア連邦、パレスチナ国、ドイツ、韓国

Ms Farhaの回答

議題導入ステートメント(継続)

25. Danius Puras 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者

会場からの質問とコメント

南アフリカ、ポルトガル、欧州連合、リトアニア、バーレーン、モロッコ、コロンビア、イラン・イスラム共和国

Mr. Purasの回答

10月22日(月)午前 第27回会議

議事項目74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)
26. Theresia Degener 障害者の権利委員会議長

会場からの質問とコメント
　日本(包摂的教育をいかに育成すのか、参画を高めるために委員会が払うことのできる努力は何か?)、スイス、欧州連合、英国、メキシコ、ロシア連邦

Ms. Degener の回答

議題導入ステートメント(継続)
27. Catalina Devandas Aguilar 障害者の権利に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　南アフリカ、スペイン、コスタリカ、韓国、ロシア連邦、イラク、欧州連合、インドネシア、ニュージーランド、コロンビア、オーストラリア、ブラジル、イスラエル

Ms. Devandas の回答

議題導入ステートメント(継続)
28. Ikwonposa Ero 白皮症の人々の人権の享受に関する独立専門家

会場からの質問とコメント
　タンザニア連合共和国、**日本**(ハンセン病に対処する際に学んだ教訓について尋ねる)、欧州連合、ナミビア、南アフリカ、イスラエル

Ms. Ero の回答

10月22日(月)午後 第28回会議

議事項目74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)
29. Ahmed Shaheed 宗教または信念の自由に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　米国、英国、ルーマニア、バーレーン、オーストラリア、ポーランド、オランダ、欧州連合、ロシア連邦、チェキア、アイルランド、デンマーク、ハンガリー、カナダ、ノルウェー、ギリシャ、中国

Mr. Shaheed の回答

議題導入ステートメント(継続)
30. David Kaye 意見または表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　米国、欧州連合、スイス、ラトヴィア、オーストリア、フランス、英国、メキシコ、タジキスタン、南アフリカ、ロシア連邦、中国、トルコ、イラン・イスラム共和国、ウクライナ、キューバ

Mr. Kaye の回答

議題導入ステートメント(継続)
31. Juan Pablo Bohoslavsky 外国の負債及びその他の関連する国家の国際財政責務がすべての人権の享受に与える影響に関する独立専門家

10 月 23 日(火)午前 第 29 回会議

議事項目 74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)
32. Fernand de Varennes マイノリティ問題に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　ハンガリー、スペイン、欧州連合、メキシコ、スロヴェニア、イラク、ロシア連邦、ミャンマー、ラトヴィア、オーストリア、シリア・アラブ共和国、カメルーン、ウクライナ、インド

Mr. De Varennes の回答

議題導入ステートメント(継続)
33. Michel Forst 人権擁護者の状況に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　スペイン、アイスランド、カナダ、オーストラリア、欧州連合、ポーランド、アイランド、スイス、リヒテンシュタイン、エストニア、スロヴェニア、ベルギー、ロシア連邦、中国、アラブ首長国連邦、キューバ、メキシコ、チェキア、コロンビア、フランス、ノルウェー、米国、イラン・イスラム共和国

Mr. Forst の回答

議題導入ステートメント(継続)
34. Karima Bennoune 文化的権利の分野での特別報告者

会場からの質問とコメント
　エジプト、欧州連合、ロシア連邦

Ms. Bennoune の回答

10 月 23 日(火)午後 第 30 回会議

議事項目 74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)
35. Yanghee Lee ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

　ミャンマー

会場からの質問とコメント

　ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、スイス、英国、バングラデシュ、米国、アイルランド、カナダ、チェキア、ドイツ、オーストラリア、マレーシア、ヴェトナム、中国、欧州連合、ノルウェー、ブルンディ、日本(避難民の権利を実現するカギとして国連機関のかかわりが重要である。ミャンマーが申し立てられた人権侵害の捜査を行い独立委員会に情報を提供する措置を取ることが重要である)、朝鮮民主主義人民共和国、ラオ人民民主主義共和国、韓国、キューバ

Ms.. Lee の回答

議題導入ステートメント(継続)

36. ミャンマーに関する独立国際事実確認ミッション団長

当該国ステートメント

　ミャンマー

会場からの質問とコメント

　フランス、アイスランド、オーストラリア、リヒテンシュタイン、日本(ミャンマーが捜査を行うことの重要性を強調する。政府が調査委員会に必要な情報を提供するよう要請する)、オランダ、バングラデシュ、ドイツ、欧州連合、米国、英国、チェキア、シンガポール、インドネシア、タイ、サウディアラビア、フィリピン、ロシア連邦

Mr. Darusman の回答

議題導入ステートメント(継()

37. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者

会場からの質問とコメント

　中国、ロシア連邦、シリア・アラブ共和国、アルゼンチン、キューバ、欧州連合、日本(家族の拉致は最も重大であり、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の能力を強化する追加の方法について尋ねる)、オーストラリア、ノルウェー、ドイツ、米国、韓国、ベラルーシ、チェキア、ブルンディ、ミャンマー、ラオ人民民主主義共和国、英国、イラン・イスラム共和国

Mr. Quintana の回答

10 月 24 日(水)午前 第 31 回会議

議事項目 74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)

38. Michael Lynk1967 年以来被占領のパレスチナ領土における人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

　パレスチナ国

会場からの質問とコメント

トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、ノルウェー、南アフリカ、キューバ、ニカラグァ、朝鮮民主主義人民共和国、エジプト、ブラジル、シリア・アラブ共和国、中国、欧州連合、セネガル、インドネシア、イラン・イスラム共和国

Mr. Lynk の回答

議題導入ステートメント(継続)
39. Javaid Rehman イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

イラン・イスラム共和国

会場からの質問とコメント

キューバ、欧州連合、ノルウェー、カナダ、米国、ベラルーシ、シリア・アラブ共和国、ブルンディ、英国、パキスタン、**日本**(我が国は人権状況を改善するために 2 国間対話にかかわった。現在の現実を仮定して、イランでそのような進歩をいかに遂げるべきかを尋ねる)、中国、朝鮮民主主義人民共和国、ロシア連邦、ドイツ、チェキア、スイス、イラン・イスラム共和国

Mr. Rehman の回答

議題導入ステートメント(継続)
40. Sheila B. Keetharuth エリトリアの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

エリトリア

会場からの質問とコメント

コモロ、欧州連合、米国、ブルンディ、英国、ロシア連邦、中国、イラン・イスラム共和国、スイス、エチオピア、ドイツ、ギリシャ、チェキア、キューバ

Ms. Keetharuth の回答

10 月 24 日(水)午後 第 32 回会議

議事項目 74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント
41. Miklos Haraszti ベラルーシの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

ベラルーシ

会場からの質問とコメント

チェキア、ドイツ、シリア・アラブ共和国、リトアニア、ポーランド、英国、ノルウェー、米国

Mr. Haraszti の回答

議題導入ステートメント(継続)
42. Bahame Tom Mukirya Nyanduga ソマリアの人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント
　ソマリア

会場からの質問とコメント
　欧州連合、ジブティ、英国、米国

Mr. Mukirya Nyanduga の回答

議題導入ステートメント(継続)
43. Doudou Diene ブルンディに関する調査委員会議長

当該国ステートメント
　ブルンディ

会場からの質問とコメント
　欧州連合、パキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、コモロ、中国、イタリア、スロヴェニア、モロッコ、オランダ、ドイツ、米国、ミャンマー、フランス、ノルウェー、ロシア連邦、キューバ、ベルギー、英国、スペイン、インド、ルクセンブルグ、ベラルーシ、チェキア、イラン・イスラム共和国、朝鮮民主主義人民共和国

Mr. Diene の回答

当該国ステートメント
　プルンディ

10月25日(木)午前 第33回会議

議事項目 74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)
44. Fabian Omar Savioli 真実・正義・賠償・再発防止の保証の推進に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　アルゼンチン、ロシア連邦、欧州連合、アイルランド、スイス、米国、シリア・アラブ共和国

Mr. Savioli の回答

議題導入ステートメント(継続)
45. Victor Madrigal-Borloz 性的指向と性自認に基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家

会場からの質問とコメント
　コスタリカ、スウェーデン、ブラジル、アルゼンチン、オランダ、ジョージア、コロンビア、スペイン、南アフリカ、メキシコ、アイスランド、欧州連合、アルバニア、フランス、ニュージーランド、ベルギー、スロヴェニア、エルサルヴァドル、オーストラリア、アイルランド、米国、ウルグァイ、カナダ、英国、ドイツ

Mr. Madrigal-Borloz の回答

議題導入ステートメント(継続)
46. Agnes Callamard 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　ロシア連邦、フランス、ニュージーランド、アイスランド、ブラジル、米国、イラク、メキシコ、サウディアラビア、コロンビア、オーストラリア、エルサルヴァドル、スイス、欧州連合

Ms. Callamard の回答

10 月 25 日(木)午後 第 34 回会議

議事項目 74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)
47. David R. Boyd 人権と環境に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　コスタリカ、ロシア連邦、スイス、スロヴェニア、欧州連合、フランス

Mr. Boyd の回答

議題導入ステートメント(継続)
48. Baskut Tuncak 人権と危険物質と廃棄物に関する特別報告者

会場からの質問とコメント
　欧州連合、**日本**(福島に関する不正確な要素が含まれているので報告書に強く反対する。住居資金の削減に関して、政府は自主的避難者に対する住居資金を提供し続けている。放射線の蓄積効果に関しては誤解があり、この点でメディアの不正確な報道について懸念を表明する)

Mr. Tuncak の回答(…福島に関しては、普遍的定期的レヴュー中に、受容できる放射線量を低くするよう勧告が出された。特に子どもと出産年齢の女性にとっての有害なインパクトがあるので、勧告を実施するよう日本を奨励する。…)

議題導入ステートメント(継続)
49. Ruddy Jose Flores Monterrey 農夫及びその他の農山漁村地域で働く人々の権利に関する国連宣言に関する無期限政府間作業部会議長・報告者

会場からの質問とコメント
　ボリヴィア多民族国家、インドネシア、欧州連合、キューバ、南アフリカ

Mr. Flores Monterrey の回答

10 月 26 日(金)午前 第 35 回会議

議事項目 74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)

50. Maria Grazia Giammarinaro 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者: 人身取引は、まず第一に、人権の枠組内で対処されるべき人権侵害である。しかし、これは、安全保障の問題として最も心配され、紛争や紛争後の対応でしばしば見過ごされている。女性は、人身取引の被害者またはその可能性のある者としてのみならず、特に強制移動及び紛争後の場での人身取引及び再人身取引の防止において重要な役割を果たす変革の担い手としても見られなければならない。従って防止措置は、救命介入としても女性に対する暴力を止める手段としても考えられるべきである。措置は、特に難民や国内避難民のような脆弱な立場にある女性を保護するためにも設置されるべきである。変革的な司法の必要性を強調する。これら努力にはいつでも性と生殖に関する健康に関する規定が含まれるべきである。

平和構築への女性の参画は、人身取引に対するその特別な脆弱性についての意識を啓発でき、地域社会を基盤とした保護のネットワークを確立できる。加害者の訴追と懲罰にかかわりなく、人身取引被害者のニーズに対処する人権に基づき、ジェンダーに基づいた取組が必要である。ジェンダーの視点の包摂は、紛争やその余波そのものがジェンダー化しているので、経済的・社会的権利にアクセスする基本である。救援と回復のカギとなる側面は、侵害に対する賠償であることを強調し、搾取を目的とした人身取引に対処できないことは、紛争後の再建の段階を経ている国々において、永久的な侵害という結果になることもあることを警告する。

会場からの質問とコメント

スイス、英国、カタール、欧州連合、ロシア連邦、インドネシア、リヒテンシュタイン、ベラルーシ、南アフリカ、ミャンマー、イスラエル、バーレーン、シリア・アラブ共和国、米国、ギリシャ

Ms. Giammarinaro の回答: ロシア連邦のコメントを真剣に受け取るが、私のマンデートは政策策定ではなくてむしろ独立した報告である。私は、この問題に対して完全に新しい取組を推進しているのではなくて、安全保障理事会が、人身取引と紛争関連の性暴力の間の関連性の存在を認めてきた。紛争中の性暴力は高度にジェンダー化したものであることを強調する。

現地ミッションは中枢的役割を果たしている。現地での様々な国連機関の間の協力を育成する際に役立っている国際移動機関(IOM)が主導するタスク・フォースを引用する。人身取引に対する脆弱性を明らかにすることを専門にしているスタッフは、安全保障法人とも開発法人とも協力するべきである。誰もが、同じ言語をどのように話すかを学ばなければならない。

ジェンダーに基づく暴力と差別を禁止する協定が、24 名の非国家行為者によって署名され、現在でこれが破られていることを示すものはない---見習うことのできる有望な例---ことを指摘する。自然災害中は脆弱性が高いことを仮定して、こういった場でも反人身取引措置が実施されるべきである。国内行動計画にこれを含めることも、国際協力を改善できよう。

議題導入ステートメント(継続)

51. Urmila Bhoola その原因と結果を含めた現代の生態の奴隷制度に関する特別報告者

会場からの質問とコメント

カタール、欧州連合、リヒテンシュタイン、英国、米国

Ms. Bhoolaの回答

議題導入ステートメント(継続)
52. Hilal Elver 食糧への権利に関する特別報告者

会場からの質問とコメント

コモロ、トルコ、キューバ、南アフリカ、欧州連合、ヴェトナム、インドネシア

Ms. Elverの回答

10月26日(金)午後　第36回会議

議事項目74(a)(b)(c)(d)(継続)

議題導入ステートメント(継続)
53. Joseph Cannataci プライヴァシーへの権利に関する特別報告者

会場からの質問とコメント

オーストラリア、欧州連合、ドイツ、ブラジル

Mr. Cannataciの回答

一般討論(継続)

ブラジル(LGBT核心グループを代表)、中国、米国、モルドヴァ共和国、オーストラリア、アルゼンチン、カザフスタン、**日本**、ニカラグァ、朝鮮民主主義人民共和国、イラン・イスラム共和国、ペルー、カナダ、エジプト、コスタリカ、ベルギー、フィリピン、リビア、スーダン、トルコ、タイ

日本のステートメント(鈴木誉里子公使): 朝鮮民主主義人民共和国とこの国が拉致した日本国民について述べる。被害者とその家族が、今は老いつつあるのを見て、すべての拉致被害者を直ちに返還すること重要性を強調する。日本は、朝鮮民主主義人民共和国との相互不信の壁を打ち破り、この問題を解決するために北朝鮮政府と直接向き合うことによってすべての必要な措置を取ることを決意している。ミャンマーに関しては、国連機関によるかかわりが、避難民の安全で任意の尊厳ある帰還を実現するカギであろう。シリアに関しては、いかなる戦いにおいても、国際人権法と人道法が完全に順守されなければならないことを強調する。最後に、即座の休戦とこれに続く和平プロセスの再開が緊急に確立されるべきイエーメンの人権と人道状況の悪化について懸念を表明する。

答弁権行使

キューバ: 米国の非難は、途上国世界に対する人権問題の操作を証明している。米国は、その気まぐれに従わない南の国々に対する攻撃を開始するために委員会を利用している。しかし、米国は、グァンタナモでの侵害とアフリカ系の人々の殺害を考えれば、人権について教訓を垂れる立場にはない。米国は、国際人権条約の批准を増やし、パレスチナ人に対する残虐行為を非難するべきである。さらに、米国は、キューバの権利を甚だしく侵害するものとなっている禁輸を解除するべきである。

シリア・アラブ共和国: 米国は、国際人権条約に違反しているので、国際法と人権について講義をする資格などない。シリアとこの地域は、シリアの政治状況を悪化させいてる安全保障理事会における米国の行動に苦しんでいる。米国の禁止兵器の使用とラッカの破壊を非難する。

朝鮮民主主義人民共和国: 米国による非難は、我が国に対する根深い政策を反映しており、最近2国が署名した共同声明の精神に反するものである。米国は人権の不毛地であり、人種差別、性暴力、法律執行担当官による文民の刑の執行---朝鮮民主主義人民共和国で想像もできない犯罪---を挙げる。

日本は他国の人権状況について発言する資格はない。日本は朝鮮半島を侵略し、何百万人もの朝鮮人を拉致し、数多くの女性に奴隷制度を課した。日本はこれら犯罪を反省し、謝罪するべきである。日本代表が述べた拉致の問題は、対処されてきたものであり、過去の犯罪に対して謝罪し、補償を提供するよう日本政府に要請する。

中国: 米国代表は、中国の状況について根拠のない申し立てをした。ムスリム6か国の国民は、イスラム恐怖症のために米国に入国することを禁じられている。その間、人種差別は国内で広がっており、受刑者の拷問がグァンタナモで継続している。米国が自国の問題を反省するよう希望する。

ロシア連邦: クリミアとセバストポル市は、その国民の自由で主権のある票決に基づいて、ロシア連邦の一部である。ウクライナでのロシアの侵攻についてのステートメントは、自国民に対するキーヴのテロ行為を正当化することを求めている。シリアでは、ロシア連邦は、対テロ活動を行っている。対照的に米国は、シリアのモスクに空爆を行い、人々を死に追いやっている。国際社会がこれら出来事に対応するよう要請する。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国が引用した数字は、事実上の間違いに基づいており、根拠のないものである。日本は、この地域と世界の平和と繁栄に貢献して来た。日本は、朝鮮民主主義人民共和国に対応するために組織的に答弁権を利用するつもりはないが、これはその申し立てるところに同意していることを意味するものではない。日本は、拉致問題は解決されているという考えも受け入れることはできない。朝鮮民主主義人民共和国は、できるだけ早くすべて拉致被害者を日本に返すべきである。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本政府は、日本に入国する時に持ち物を差し押さえることによって、最近、朝鮮人の権利を侵害した。拉致の問題は、朝鮮民主主義人民共和国の努力のお陰で解決されている。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国からの品物の輸入に関する法律を概説するが、差別の申し立ては現実を反映していない。拉致の問題はまだ解決されていない。

10月29日(月)午前 第37回会議

議事項目74(a)(b)(c)(d)(継続)

一般討論(継続)

インド、キューバ、バーレーン、アゼバイジャン、シンガポール、パレスチナ国、イエーメン、セルビア、ボリヴィア多民族国家、国際赤十字委員会(ICRC)、国際移動機関、クウェート、赤道ギニア、バハマ、英国、パキスタン、食糧農業機関(FAO)

答弁権行使

エジプト: 欧州連合代表の申し立てに反駁する。これは、誤解であり、人権に関する懸念を装って、我が国を依怙贔屓的に標的としている。ジャーナリス及びその他の人権擁護者は、法律に違反し、有罪

の評決に直面している。彼らはエジプトの法律を守らなかったことの結果から免れることはできない。結社と表現の自由、特に抗議する権利が、欧州の多くの部分で攻撃されている時に、欧州連合がそのような侵害で他を非難するとは皮肉である。この状況で、ドイツの連邦警察の力とマイノリティと障害者に対する英国での権利侵害を引用する。

イスラエル: 我が国に対する誤った非難には後日対処する。

10月29日(月)午後 第38回会議

議事項目72: 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の撤廃

(a)人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の撤廃

(b)「ダーバン宣言と行動計画」の包括的実施とフォローアップ

73: 民族自決権

提出文書

1. 人種差別撤廃委員会報告書(補遺第18号)(A/73/18)
2. 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者報告書(A/73/312)
3. アフリカ系の人々に関する専門家作業部会報告書: 事務局メモ(A/73/228)
4. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の全廃と「ダーバン宣言と行動計画」の包括的実施とフォローアップのための世界的努力: 事務総長報告書(A/73/371)
5. 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/73/305)
6. 「ダーバン宣言と行動計画」の実施に関する独立著名な専門家部会報告書: 事務総長メモ(A/73/98)
7. 国際アフリカ系の人々の10年の実施のための活動プログラム: 事務総長報告書(A/73/98)
8. 人権を侵害し民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会報告書: 事務局メモ(A/73/303)
9. 民族自決権: 事務総長報告書(A/73/329)

議題導入ステートメント

1. Andrew gilmour 人権のための事務総長補

2 Mical Balcerzak アフリカ系の人々に関する作業部会議長

会場からの質問とコメント

モロッコ、欧州連合、ブラジル、南アフリカ、メキシコ、イラン・イスラム共和国

Mr. Balecerzak の回答

議題導入ステートメント(継続)

3. E.Tendayi Achiume 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者

会場からの質問とコメント

　メキシコ、南アフリカ、英国、ロシア連邦、欧州連合、キューバ、イラン・イスラム共和国、トルコ、ハンガリー、モロッコ、ベルギー、シリア・アラブ共和国

Ms. Achiume の回答

議題導入ステートメント(継続)

4. Noureddine Amir 人種差別撤廃委員会議長

会場からの質問とコメント

　ヴェネズエラ・ボリヴァアリアン共和国(非同盟運動を代表)、スペイン、ブラジル、ベルギー、**日本**、米国、欧州連合、メキシコ、スロヴェニア、ラトヴィア、中国

Mr. Amir の回答

一般討論

　エジプト(G77/中国を代表)、コモロ(アフリカ・グループを代表)、エルサルヴァドル(CELAC を代表)、ナミビア(南部アフリカ経済共同体(SADC)を代表)、アンティグァ・バーブダ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、欧州連合

10 月 30 日(火)午前 第 39 回会議

議事項目 72(a)(b)、73(継続)

議題導入ステートメント(継続)

5. Saeed Mokbil 人権を侵害し、民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会議長・報告者

会場からの質問とコメント

　欧州連合、シリア・アラブ共和国、ロシア連邦、キューパ

Mr. Mokbil の回答

一般討論(継続)

　リヒテンシュタイン、キューバ、イラク、パキスタン、ロシア連邦、カナダ、イスラエル、インド、エジプト、エクアドル、ジャマイカ、ブラジル、南アフリカ、ジョージア、トルコ、米国、コスタリカ、ナミビア、アルジェリア、パレスチナ国、ナイジェリア、イラン・イスラム共和国、シリア・アラブ共和国、ガボン、ルーマニア、カメルーン、アルメニア、国際移動機関

10 月 30 日(火)午後 第 40 回会議

議事項目 72(a)(b)、73(継続)

一般討論(継続)

　レバノン、ガーナ、ウクライナ、リビア、シンガポール、アゼルバイジャン、ホーリーシー、インドネシア、アラブ首長国連邦、モーリシャス、アルジェリア、バングラデシュ、ミャンマー、モロッコ、

ヨルダン

答弁権行使

パキスタン: インドは実体に対応する代わりにむなしい弁舌を用いた。パキスタンはインドが事実を隠すことを認めない。いかなる歴史上の時点においてもジャンム・カシミールがインドの一部であったことはなく、これからもないであろう。

中国: 米国が用いた差別的言葉，米国における移動者に関する行為、特に米国の歴史に多大な貢献をしてきたアジア人についての偏見を残念に思う。米国によるスパイであり安全保障の脅威であるとの非難の中で、中国人、特に科学の学生のヴィザの取得を厳しくしたことについて懸念も表明する。米国政府がそのような決定を考えなおすよう強く要請する。

イスラエル: 我が国は平和裏に手を差し伸べてきたが、テロリスト集団であるハマスに支配される方を好むその半数以上の国民の管理を欠いているので、同じことをパレスチナ政府については言うことができない。パレスチナ人は継続して戦争と憎しみの道を選び続けている。もし平和を真に望むのなら、彼らはその道を捨てなければならない。イスラエルでは、すべてのイスラエル人に真に民主的な選挙に参画する可能性がある。

ロシア連邦: ジョージア共和国と南オセチアは、主権国家である。ウクライナのステートメントに関して、ロシアはクリミアとセバストポルは、自決権を行使してロシア連邦に加わったことを再確認する。国民投票は、国際法に完全に従って行われた。ドンバス地域の武力紛争を想起し、「ミンスク合意」に完全に従って、東南ウクライナの閉鎖をやめるようウクライナに要請する。

ウクライナ: 「ロシア連邦軍の弾丸の下で」国民投票を行うことは「国連憲章」に従うものではない。そのような弁舌はロシア連邦そのものにとって危険である。つまり、これに基づいて、この地域のどの国も国民投票を行って、ロシアから分かれて別の国に加わるかも知れない。ロシア連邦は、そのような原則を国連に持ち出すときには極度に用心するべきである。さらにロシア連邦はウクライナの悪化する人権状況について話す唯一の国である。ウクライナは、できる限り OHCHR と協力している。ロシアのメディアは、ロシア連邦の状況について報道するよりはむしろウクライナに重点を置いていることを指摘する。ロシア代表団は、自国で何が起こっているのかを調査し、ウクライナに対する武力攻撃をやめるよう勧告する。

ジョージア: ロシア連邦の誤ったコメントを残念に思う。ロシア連邦は継続してジョージアの完結性を侵害し、軍事攻撃を行っている。すべての侵害は、ジョージアの紛争に関する独立国際事実確認ミッションの報告書に反映されている。

10 月 31 日(水) 午後 第 41 回会議

議事項目 65: 難民、帰還民と強制移動させられた人々及び人道問題に関連する問題、難民高等弁務官報告書

提出文書

1. 国連難民高等弁務官報告書-補遺第 12 号(A/73/12)
2. 国連難民高等弁務官プログラム執行委員会報告書(補遺 第 12A)(A/73/12/Add.1)
3. 難民、帰還民及びアフリカの強制移動させられた人々への支援: 事務総長報告書(A/73/340)

議題導入ステートメント
1. Filippo Grandi 国連難民高等弁務官

会場からの質問とコメント
　トルコ、メキシコ、イラン・イスラム共和国、カタール、ルーマニア、リビア、ブラジル、**日本**(人道努力と開発努力との間の関連性を強調し、UNHCR の人道パートナーと 2 国間パートナーとの協力の詳細な計画について尋ねる)、リヒテンシュタイン、ミャンマー、コモロ、ノルウェー、アイスランド、アフガニスタン、ギリシャ、アルジェリア、ナイジェリア、モロッコ、バングラデシュ、スウェーデン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、米国、韓国、欧州連合、英国、ドイツ、エチオピア

Mr. Grandi の回答

一般討論
　欧州連合、スイス、ケニア、パキスタン、イタリア、イラク、ロシア連邦、クゥエート、ヴェトナム、エリトリアン、ミャンマー、ブラジル、カザフスタン、南アフリカ、ジョージア、ザンビア、ナイジェリア

11 月 1 日(木)午後 第 42 回会議

議事項目 65(継続)

一般討論(継続)
　アフガニスタン、イラン・イスラム共和国、シリア・アラブ共和国、スペイン、エジプト、モナコ、マリ、スーダン、**日本**、ドイツ、メキシコ、ウクライナ、中国、タイ、セルビア、アゼルバイジャン、アルジェリア、モロッコ、国際赤十字委員会、トルコ

日本のステートメント(鈴木誉里子公使): シリアの内戦が 8 年目に入ったことに懸念を表明する。特に 500 万人の難民が近隣諸国に受け入れられているので、彼らが無事に帰還しなければならないことを強調する。さらに、ミャンマーのラカイン州から強制移動させられた人々を寛大に受け入れ、支援していることに対してバングラデシュを称賛し、解決策に到達しようとするバングラデシュの努力を尊敬する。さらに、サハラ以南アフリカは、UNHCR が支援の対象としている最多の数の人々を受け入れている。難民の数は増えており、状況は長引いている。国際社会が人道イニシャティヴと平和イニシャティヴで行動することが極めて重要である。

11 月 2 日(金)午後 第 43 回会議

議事項目 69: 人権理事会報告書

提出文書
1. 人権理事会報告書(補遺第 53 号)(A/73/53)
2. 人権理事会報告書(補遺第 53A)(A/73/53/Add.1)

議題導入ステートメント
　Vojislav Suc 人権理事会議長

会場からの質問とコメント

　イエーメン、ブラジル、ドイツ、ハカンガリー、日本(理事会は、その重点を明確にし、他の国連機関と人権団体のマンデートの重複に対処するべきである。特別手続きは、自分のマンデートの政治利用を避け、第三者評価プロセスの創設を通して、改善する措置を取るべきである。理事会にとってもっと効果的に機能するためには何が必要なのかを尋ねる)、米国、欧州連合、キューバ、パレスチナ国、スイス、シリア・アラブ共和国、韓国、グァテマラ、スペイン、チリ、ラトヴィア

Mr. Suc の回答

一般討論

　コモロ(アフリカ・グループを代表)、リヒテンシュタイン(オーストラリア、カナダ、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェーも代表)、サウディアラビア、キューバ、イラク、エリトリア、インド、ブラジル、コロンビア、カザフスタン、ナイジェリア、バングラデシュ、イラン・イスラム共和国、エジプト、オマーン、トーゴ、中国、ミャンマー、バハマ

議題別一般討論でのステートメント

ステートメント総数 580(国グループ 48、各国 520、国際団体 12)
女性によるもの 265(44.6%)、男性によるもの 329(55.4%)[16]

女性の地位向上	総数 105(国グループ 8、各国 95、国際団体 2) 女性によるもの 54(うち青年 1)(51.4%)、男性によるもの 51(48.6%)
子どもの権利	総数 100(国グループ 7、各国 90、国際団体 3) 女性によるもの 54(54%)、男性によるもの 46(46%)
社会開発	総数 98(国グループ 8、各国 89、国際団体 1) 女性によるもの 49(うち青年 20)(43.8%)、男性によるも 63(うち青年 16)(56.2%)[16]
人権の推進と保護	総数 81(国グループ 6、各国 72、国際団体 3) 女性によるもの 36(44.4%)、男性によるもの 45(55.6%)
刑事司法・麻薬	総数 59(国グループ 5、各国 54、国際団体 0) 女性によるもの 17(28.8%)、男性によるもの 42(71.2%)
人種主義・人種差別	総数 49(国グループ 6、各国 42、国際団体 1) 女性によるもの 19(38.8%)、男性によるもの 30(61.2%)
難民	総数 37(国グループ 1、各国 35、国際団体 1) 女性によるもの 14(37.8%)、男性によるもの 23(62.2%)
先住民族	総数 32(国グループ 5、各国 26、国際団体 1) 女性によもの 14(43.8%)、男性によるもの 18(56.2%)
人権理事会	総数 19(国グループ 2、各国 17、国際団体 0) 女性によるもの 8(42.1%)、男性によるもの 11(57.9%)

[16] 国によっては 1 つのステートメントに 2 人の青年代表を送ったところもあり、男女の数とステートメントの数が会わないのはそのためである。

11月6日(火)午前 第44回会議

議事項目1(継続)

決議の紹介

1. ナチズム、ネオ・ナチズム及びその他の現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容を煽ることを助長する慣行との闘い(A/C.3/73/L.53)

主提案国: ロシア連邦

共同提案国: アルジェリア、アルメニア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、中国、朝鮮民主主義人民共和国、エリトリア、カザフスタン、ラオ民主主義人民共和国、スーダン、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、ジンバブエ、アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、コンゴ、コーティヴォワール、キューバ、エチオピア、ギニア、グァイアナ、南スーダン、トーゴ、ウガンダ

2. 犯罪目的での ICT の利用と闘う(A/C.3/73/L.9/Rev.1)

主提案国: ロシア連邦

共同提案国: アルジェリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、カンボディア、中国、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、インド、イラン・イスラム共和国、カザフスタン、マダガスカル、ミャンマー、ニカラグァ、南アフリカ、スーダン、シリア・アブ共和国、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アンゴラ、アルメニア、ブルンディ、エジプト、エリトリア、トーゴ、ジンバブエ

決議の採択

1. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のためのヴォランティア活動(A/C.3/73/L.13)---PBI なし

主提案国: ブラジル，日本

共同提案国: チリ、ロシア連邦、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグァ・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ブータン、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カーボヴェルデ、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グァテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、インド、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マラウィ、マリ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ミャンマー、ネパール、オランダ、ニカラグァ、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグァイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、サンマリノ、サントメプリンシペ、セネガル、セルピア、セイシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、南スーダン、スペイン、スラリランカ、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タジキスタン、タイ、トー

ゴ、テュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア連合共和国、ウルグァイ、ウズベキスタン、ヴェトナム、ザンビア

採択前ステートメント: **日本(ブラジルも代表:** 決議は「持続可能な開発目標」を達成する際に、ヴォランティア活動で密接に協力するという国際社会の公約を新たにすることを求めている)

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

2. 生活のための識字: 今後のアジェンダを形成する(A/C.3/73/L.14)---PBI なし

主提案国: モンゴル

共同提案国: チリ、コスタリカ、キプロス、エクアドル、ハンガリー、**日本**、ポーランド、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグァ・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベリーズ、ブータン、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カーボヴェルデ、カナダ、コロンビア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ジブティ、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グァテマラ、ギニア、ギニアペルー、、ビサウ、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、ラトヴィア、レバノン、レソト、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニカラグァ、ノルウェー、パナマ、パラグァイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、サントメプリンシペ、セネガル、セルピア、セイシェル、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、南スーダン、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウルグァイ、ヴェネズエラ・ホセリヴァリアン共和国、ザンビア、ジンバブエ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

3. 世界点字の日(A/C.3/73/L.5/Rev.1)---PBI あり

主提案国: アンティグァ・バーブダ

共同提案国: オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ベリーズ、カーボヴェルデ、レバノン、マダガスカル、モンゴル、ミャンマー、パラグァイ、サウディアラビア、シンガポール、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アンゴラ、アルゼンチン、ベナン、ブルンディ、カナダ、チリ、コモロ、コンゴ、コスタリカ、ジブティ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、エストニア、フィンランド、ジョージア、グレナダ、グァテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、ハンガリー、インドネシア、イラン・イスラム共和国、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、**日本**、リビア、マラウィ、マリ、マルタ、モンテネグロ、ナミビア、ニカラグァ、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、ロシア連邦、セントキッツ・ネヴィス、セントヴィンセント・グレナディーン、サントメプリンシペ、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、南スーダン、スペイン、スリランカ、スリナム、タイ、トーゴ、トルコ、ウガンダ、アラブ首長連邦、タンザニア連合共和国、ウルグァイ、ヴェトナム、ザンビア

コンセンサスで決議を採択

4. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念化、汚名を着せること、差別、暴力の唆し、対人暴力と闘う(A/C.3/73/L.28)---PBI なし

主提案国: エジプト(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: オーストラリア、ブルンディ、カナダ、中央アフリカ共和国、エリトリア、**日本**、サントメプリンシペ、南スーダン、タイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般コメント: オーストリア(欧州連合を代表)

コンセンサスで決議を採択

5. 宗教または信念の自由(A/C.3/73/L.45---PBI なし

主提案国: オーストリア(欧州連合を代表)

共同提案国: アルバニア、アルメニア、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、**日本**、ラトヴィア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国、アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、カーボヴェルデ、カナダ、コロンビア、コスタリカ、コーティヴォワール、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、グァテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、アイスランド、イスラエル、レバノン、リビア、マダガスカル、モナコ、ニュージーランド、ナイジェリア、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、韓国、モルドヴァ共和国、サンマリノ、サントメプリンシペ、セルビア、南スーダン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、ウルグァイ

一般コメント: エジプト(イスラム協力団体を代表)

コンセンサスで決議を採択

6. 「持続可能な開発 2030」の実施に貢献する際の犯罪防止・刑事司法委員会の役割を強化する(A/C.3/73/L.2)---PBI なし

提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

7. 第 13 回国連犯罪防止・刑事司法会議のフォローアップと第 14 回国連犯罪防止・刑事司法会議の準備(A/C.3/73/L3)---PBI あり

提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

8. 結核との闘いに関する総会高官会議の政治宣言(A/C.3/73/L.4)---PBI あり

提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

11月8日(木)午前 第45回会議

議事項目1(継続)

決議の紹介(継続)

3. 人権を侵害し、民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用(A/C.3/73/L.37)
　主提案国: キューバ
　共同提案国: アルジェリア、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、中国、朝鮮民主主義人民共和国、エクアドル、エリトリア、レソト、ミャンマー、ニカラグァ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ボツワナ、ブルンディ、チリ、コモロ、赤道ギニア、ギニア、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マリ、ナミビア、セントヴィンセント・グレナディーン、南アフリカ、南スーダン、スリランカ、ウガンダ、ジンバブエ

4. 農夫及びその他の農山漁村地域で働く人々の権利に関する国連宣言(A/C.3/73/L.30)
　主提案国: ボリヴィア多民族国家
　共同提案国: キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、モンゴル、ニカラグァ、パラグァイ、ポルトガル、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、バングラデシュ、ブルンディ、赤道ギニア、ハイティ、ナミビア、フィリピン、トーゴ

5. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/73/L.34)
　主提案国: キューバ
　共同提案国: バングラデシュ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、中国、朝鮮民主主義人民共和国、韓国、ミャンマー、ニカラグァ、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、アルジェリア、アンゴラ、ブルンディ、コモロ、エクアドル、エルサルヴァドル、赤道ギニア、エリトリア、ギニア、イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マダガスカル、マリ、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、セレントヴィンセント・グレナディーン、南アフリカ、南スーダン、スリランカ、スーダン、シリア・アラブ共和国、トーゴ、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ジンバブエ

6. 万人によるすべての人権の完全享受のための重要な要件としての平和の推進(A/C.3/73/L.35)
　主提案国: キューバ
　共同提案国: ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、朝鮮民主主義人民共和国、ニカラグァ、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァアリアン共和国、ヴェトナム、ジンバブエ、アルジェリア、アンゴラ、ブルンディ、中国、コモロ、エクアドル、エルサヴァドル、赤道ギニア、エリトリア、ギニア、イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、マリ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、セントヴィンセント・グレナディーン、セイシェル、南アフリカ、南スーダン、スリランカ、スーダン、シリア・アラブ共和国

7. 食糧への権利(A/C.3/73/L.36)
　主提案国: キューバ
　共同提案国: アンティグァ・バーブダ、バングラデシュ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、カーボヴェルデ、中国、ホンデュラス、レソト、モンゴル、ミャンマー、ニカラグァ、ロシア連邦、ヴェト

ナム、アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ブルンディ、中央アフリカ共和国、コモロ、コンゴ、エクアドル、赤道ギニア、エリトリア、ギニア、ギニアビサウ、インドネシア、イラン・イスラム共和国、ジャマイカ、ケニア、クウェート、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マダガスカル、マリ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、フィリピン、カタール、セントヴィンセント・グレナディーン、セネガル、セイシェル、南アフリカ、南スーダン、スリランカ、スーダン、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、トーゴ、テュニジア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、タンザニア連合共和国、ザンビア

決議の採択(継続)
9. 司法行政における人権(A/C.3/73/L.46)---PBI なし
　主提案国: オーストリア
　共同提案国: オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、コスタリカ、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、ドイツ、ハンガリー、リヒテンシュタイン、マルタ、パラグァイ、ポーランド、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、グァテマラ、ホンデュラス、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、南アフリカ、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウルグァイ、ヴァヌアトゥ
　採択前ステートメント: 米国
　コンセンサスで決議を採択

10. 臓器の除去を目的とする人身取引と人間の臓器取引を防止し、これと闘うための臓器の寄付と移植に関する効果的措置と国際協力を強化し、推進する(A/C.3/73/L.12/Rev.1)---PBI あり
　主提案国: スペイン
　共同提案国: アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、エストニア、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グァテマラ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、ラトヴィア、レバノン、ルクセンブルグ、マルタ、パラグァイ、アルバニア、アルジェリア、ベラルーシ、ベリーズ、カナダ、チリ、コスタリカ、チェコ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、赤道ギニア、エリトリア、フィンランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マダガスカル、マレーシア、モルディヴ、モーリシャス、モンテネグロ、モロッコ、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、カタール、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スリランカ、スイス、タジキスタン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、トルコ、ウクライナ、英国
　採択前ステートメント: ベラルーシ
　コンセンサスで決議を採択

11 月 13 日(火)午前 第 46 回会議

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)
11. 人権理事会報告書(A/C.3/73/L.56)---PBI なし
主提案国: コモロ、モザンビーク(アフリカ諸国グループを代表)
共同提案国: エクアドル、ロシア連邦
一般コメント: リヒテンシュタイン(オーストラリア、カナダ、アイスランド、ニュージーランドも代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エリトリア、ブルンディ、シリア・アラブ共和国
票決前ステートメント: イスラエル、ベラルーシ、オーストリア(欧州連合を代表)
賛成 111 票、反対 3 票(ベラルーシ、イスラエル、ミャンマー)、棄権 65 票で決議を採択
票決後ステートメント: 米国、ミャンマー、イラン・イスラム共和国、コスタリカ

12. いじめからの子どもの保護(A/C.3/73/L.25/Rev.1)---PBI なし
主提案国: メキシコ
共同提案国: ブラジル、カナダ、中央アフリカ共和国、コスタリカ、クロアチア、デンマーク、エクアドル、ホンデュラス、レソト、パラグァイ、英国、アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、コロンビア、キプロス、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グァテマラ、ギニア、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、**日本**、カザフスタン、ラトヴィア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア連邦国家、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグァ、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、サンマリノ、サントメプリンシペ、セルビア、セイシェル、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国
コンセンサスで決議を採択

13. 人権を侵害し、民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用(A/C.3/73/L.37)---PBI なし
主提案国: キューバ
共同提案国: アンゴラ、ベナン、カメルーン、チャド、エジプト、ガーナ、マダガスカル、マレーシア、ニジェール、ナイジェリア、サントメプリンシペ、スーダン
一般コメント: 赤道ギニア
票決前ステートメント:キューバ、オーストリア(欧州連合他を代表)
賛成 131 票、反対 52 票、棄権 7 票(コロンビア、フィジー、リベリア、メキシコ、パラオ、スイス、トンガ)で決議を採択
票決後ステートメント: アルゼンチン

14. 人権と一方的強制措置(A/C.3/73/L.32)---PBI なし
主提案国: キューバ(非同盟運動を代表)
共同提案国: 中国、ロシア連邦
票決前ステートメント: キューバ、米国
賛成 133 票、反対 53 票、棄権 3 票(ブラジル、コンゴ民主共和国、パラオ)で決議を採択

15. 人権の分野での国際協力の強化(A/C.3/73/L.33)---PBI なし
主提案国: キューバ(非同盟運動を代表)
共同提案国: 中国、エルサルヴァドル、パラグァイ、ロシア連邦
コンセンサスで決議を採択
採択後ステートメント: 米国

16. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/73/L.34)---PBI なし
主提案国: キューバ
共同提案国: ベナン、中央アフリカ共和国、ドミニカ共和国、エジプト、ガーナ、インド
票決前ステートメント: キューバ、米国、オーストリア(欧州連合他を代表)
口頭で修正の決議を、賛成 129 票、反対 53 票、棄権 8 票(アルメニア、ブラジル, チリ、コロンビア、コスタリカ、リベリア、メキシコ及びペルー)で採択

17. 万人によるすべての人権の完全享受の重要な前提条件としての平和の推進(A/C.3/73/L.35)---PBI なし
主提案国: キューバ
共同提案国: ベリーズ、ベナン、中央アフリカ共和国、ドミニカ共和国、エジプト、インド、リビア、マダガスカル、ミャンマー、セネガル
主提案国ステートメント: キューバ
票決前ステートメント: キューバ、オーストリア(欧州連合他を代表)
賛成 134 票、反対 53 票、棄権 2 票(リベリア、トーゴ)で、頭で修正の決議を採択

18. 国連難民高等弁務官事務所(A/C.3/73/L.59)---PBI なし
主提案国: スウェーデン
共同提案国: ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、英国、ザンビア、アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン, ベリーズ、ベナン、チェコ共和国、グァテマラ、**日本**、リヒテンシュタイン、ミクロネシア連邦国家、モンゴル、モロッコ、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、パラグァイ、セピア、セイシェル、テュニジア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグァイ
票決前ステートメント: パキスタン、アルジェリア、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、コンゴ民主共和国

賛成 176 票、反対 10 票、棄権 1 票(米国)で決議を採択
票決後ステートメント: 米国、オーストラリア、イラン・イスラム共和国、インドネシア、タイ、オーストリア(欧州連合とノルウェーを代表)、カナダ

19. 死刑の使用の一時停止(A/C.3/73/L.44)---PBI あり
主提案国: ブラジル
共同提案国: アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグァ、ノルウェー、パラグァイ、ポーランド、ボトルガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルピア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、東ティモール、トゥヴァル、ウクライナ、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、アンドラ、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エリトリア、ガボン、イスラエル、マダガスカル、ミクロネシア連邦国家、パナマ、サモア、サンマリノ、サントメプリンシペ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、ウルグァイ
修正案 A/C.3/73/L.57 の提案: シンガポール
共同提案国: バーレーン、バングラデシュ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサーラム、ブルンディ、チャド、中国、朝鮮民主主義人民共和国、エジプト、インドネシア、イラン・イスラム共和国、ジャマイカ、クゥエート、ラオ人民民主主義共和国、リビア、オマーン、パキスタン、パプアニューギニア、カタール、セントキッツ・ネヴィス、セントヴィンセント・グレナディーン、サウディアラビア、ソマリア、アラブ首長国連邦、イエーメン、ジンバブエ、マレーシア、パラオ、セントルシア、スーダン、シリア・アラブ共和国、ウガンダ
一般コメント: ブラジル、エジプト
修正案票決前ステートメント: ボツワナ、アルゼンチン、オーストリア(欧州連合を代表)、カナダ
賛成 96 票、反対 73 票、棄権 14 票で修正案を採択

11 月 13 日(火)午後 第 47 回会議

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)
19.(継続)
修正案票決後ステートメント: チリ、エルサルヴァドル、スーダン、ルワンダ、フィリピン、アルバニア、サウディアラビア
修正された L.44
追加共同提案国: ギニアビサウ
票決前ステートメント: シンガポール、カナダ(オーストラリア、アイスランド、ノルウェーも代

表)、パプアニューギニア、赤道ギニア

賛成 123 票、反対 36 票、棄権 30 票で、修正された L.44 を採択。

票決後ステートメント: エジプト、インド、ヴェトナム、インドネシア、**日本**(日本は修正案の票決では棄権し、決議全体には反対票を投じた。一般の人々の意見のような様々な要因を注意深く検討することの重要性を強調し、日本は 18 歳未満の犯罪者には死刑を適用していない。この慣行は、「条約」の要件に合致している)、イラン・イスラム共和国、ミャンマー、米国、コンゴ民主共和国、メキシコ、ニュージーランド(リヒテンシュタインとスイスも代表)、オーストリア(欧州連合を代表)

20. 犯罪目的での ICT の利用と闘う(A/C.3/73/L.9/Rev.1)---PBI あり

主提案国: ロシア連邦

共同提案国: ベナン、ギニア、インドネシア、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、リビア

票決前ステートメント: オーストラリア、米国、オーストリア、**日本**(ウィーンで継続中のプロセスを妨げているので決議案には反対票を投じる。日本はウィーンでの活発な討議を期待している)

賛成 88 票、反対 55 票、棄権 29 票で決議を採択

票決後ステートメント: ペルー、エクアドル、ロシア連邦

21. 犯罪防止と犯罪人の扱いのための国連アフリカ機関(A/C.3/73/L.10)---PBI なし

主提案国: モロッコ、ウガンダ(アフリカ諸国クループを代表)

共同提案国: オーストリア、フランス、ハンガリー、イタリア、ノルウェー、パラグァイ

コンセンサスで決議を採択

11 月 15 日(木)午前 第 48 回会議

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)

22. 子ども結婚、早期・強制結婚(A/C.3/73/L.22/Rev.1)---PBI あり

主提案国: ザンビア

共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、ベリーズ、ベナン、カナダ、中央アフリカ共和国、コスタリカ、エリトリア、エチオピア、ジョージア、ガーナ、イタリア、ケニア、レバノン、レソト、リベリア、マリ、モナコ、モンゴル、オランダ、パラグァイ、ルーマニア、南スーダン、スペイン、ジンバブエ、アパニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、チャド、チリ、コロンビア、コモロ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルヴァドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガンビア、ドイツ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、**日本**、ヨルダン、キリバティ、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マラウィ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ポルトガル、韓国、サンマリノ、サントメプリンシペ、セネガル、セルビア、セイシェル、スロヴァキア、スロヴェニア、ソロモン諸島、南アフリカ、ス

ウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、トーゴ、テュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、英国、タンザニア連連合共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

口頭での修正: 米国(前文パラ 23、本文パラ 14、17 及び 18)

ステートメント: カナダ(ザンビアも代表)

会議中断の動議: 米国

賛成 33 票、反対 73 票、棄権 33 票で動議を否決

口頭での修正に関するステートメント: ニュージーランド(アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、コスタリカ、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、フィリピン、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、英国、ウルグァイも代表)、ロシア連邦、ナミビア、ウルグァイ、キューバ、南アフリカ、オーストラリア、カナダ

修正案票決前ステートメント: 米国、オーストリア(欧州連合他を代表)、英国、フィンランド(デンマーク、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンも代表)

賛成 33 票、反対 33 票、棄権 35 票で口頭での修正案を否決

口頭での修正案票決後ステートメント: ジャマイカ、パキスタン、ナイジェリア、リビア、エジプト、インドネシア

決議 A/C.3/73/L.22/Rev.1)全体に対する一般コメント: ロシア連邦

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ホーリーシー

決議内容(別紙参照)

23. 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容を煽ることを助長するナチズム・ネオナチズム及びその他の慣行の称賛と闘う(A/C.3/73/L.53/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ロシア連邦

共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブルキナファソ、ブルンディ、中央アフリカ共和国、中国、コンゴ、コーティヴォワールキューバ、朝鮮民主主義人民共和国、エリトリア、エチオピア、ギニア、グァイアナ、カザフスタン、ラオ人民民主主義共和国、マリ、ミャンマー、ニカラグァ、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、南アフリカ、南スーダン、スーダン、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、トーゴ、ウガンダ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、ジンバブエ、ブラジル、カンボディア、赤道ギニア、ガンビア、ガーナ、インド、ヨルダン、キルギスタン、モロッコ、ナミビア、フィリピン、セルビア、セイシェルシエラレオネ、スリナム、トルクメニスタン

一般ステ―トメント: キルギスタン(アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、カザフスタン、キルギスタン、ロシア連邦、タジギスタン、ウズベキスタンより成る集団安全保障条約機関を代表)、ベラルーシ、ロシア連邦、南アフリカ

口頭での修正: 米国(L.22/Rev1 の前文パラグラフ 15 と本文パラグラフ 5)

口頭での修正案票決前ステートメント: キューバ

賛成 2 票、反対 75 票、棄権 88 票で口頭での修正案を否決

票決後ステートメント: ウルグァイ

L.53/Rev.1 票決前テートメント: ロシア連邦、米国、ウクライナ

賛成 130 票、反対 2 票、棄権 51 票で決議を採択

票決後ステートメント: オーストリア(欧州連合を代表)、オーストラリア、カナダ、ナイジェリア

24. パレスチナ人の民族自決権(A/C.3/73/L.29)---PBI なし

主提案国: エジプト(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、朝鮮民主主義人民共和国、エクアドル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、ザンビアアンドラ、アンゴラ、アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、ブルンディ、チリ、中国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エルサルヴァドル、エストニア、エチオゴア、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、ケニア、ラオ人民民主主義共和国、ラトヴィア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マルタ、モナコ、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ニカラグァ、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、サンマリノ、セルピア、セイシェル、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、シリア・アラブ共和国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、英国、ジンバブエ

票決前ステートメント: エジプト、イスラエル

賛成 169 票、反対 6 票、棄権 12 票で決議を採択

票決後ステートメント: アルゼンチン、パレスチナ国

国別決議検討前ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、米国、ニカラグァ

25. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況(A/C.3/73/L.40)---PBI なし

主提案国: オーストリア(欧州連合と**日本**を代表)

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、モンテネグロ、オランダ、パラオ、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、英国、アンドラ、アルゼンチン、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ジョージア、ホンデュラス、モルディヴ、メキシコ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、ニュージーランド、ノルウェー、サンマリノ、セルピア、トゥヴァル、米国

当該国ステートメント: 朝鮮民主主義人民共和国

一般コメント: シリア・アラブ共和国、**日本**(調査委員会の 5 年目の報告書は、朝鮮民主主義人民共和国を「現代世界で例を見ないもの」と描写している。事務総長の報告書も、重大な継続する人権侵害を強調している。朝鮮民主主義人民共和国による日本人の拉致は、ほとんどがまだ帰国していない状態

で、最も重大なそのような侵害の中にある。この問題の解決には、浪費する時間はなく、日本は相互不信を克復する用意がある)、カナダ、ブルンディ、ベラルーシ、シンガポール、イラン・イスラム共和国、ロシア連邦

11月15日(木)午後 第49回会議

議事項目1(継続)

決議の採択(継続)

25(継続)

一般コメント: ミャンマー、中国、ボリヴィア多民族国家、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

修正案 A/C.3/73/l.64---PBI なし

主提案国: スーダン

共同提案国: シリア・アラブ共和国

修正案票決前ステートメント: オーストリア(欧州連合を代表)、リヒテンシュタイン(オーストラリア、カナダ、アイスランド、ニュージーランド、スイスも代表)

賛成22票、反対91票、棄権44票で修正案を否決

修正案票決後ステートメント: 日本(決議案は幅広い、強力な国際的支援を受けており、コンセンサスでこれを採択するよう各国代表団に要請する)、スーダン

コンセンサスで決議 L.40 を採択

採択後ステートメント: キューバ、ヴェトナム、米国

26. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/C.3/73/L.42)---PBI なし

主提案国: カナダ

共同提案国: オーストラリア、オーストリア、ベルギー、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トゥヴァル、英国、米国、アルバニア、アンドラ、ブルガリア、キプロス、リヒテンシュタイン、ミクロネシア連邦国家、パラオ、ルーマニア、サンマリノ

当該国ステートメント: イラン・イスラム共和国

票決前ステートメント: シリア・アラブ共和国、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、朝鮮民主主義人民共和国、パキスタン、ブラジル、サウディアラビア、ベラルーシ、メキシコ、キューバ

口頭で修正の決議を賛成85票、反対30票、棄権68票で決議を採択

票決後ステートメント: 日本(東京とテヘランは人権状況と国際社会との協力を改善するための2国間対話を開催してきたので、決議に賛成票を投じた。イラン議会で承認されることになっている思春期の若者と子どもを保護する法案を引用する)、イラン・イスラム共和国、ナイジェリア

27. クリミア自治共和国とウクライナのセヴァストポル市の人権状況(A/C.3/73/L.48)---PBI あり

主提案国: ウクライナ

共同提案国: オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェキア、デンマ - ク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイスランド、アイルランド、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、米国、アルバニア、クロアチア、イタリア、**日本**、ミクロネシア連邦国家、モンテネグロ、ルーマニア

一般コメント: シリア・アラブ共和国、米国、デンマーク、ジョージア、ロシア連邦

票決前ステートメント: アゼルバイジャン、朝鮮民主主義人民共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ベラルーシ、イラン・イスラム共和国

賛成 67 票、反対 26 票、棄権 82 票で決議を採択

票決後ステートメント: シンガポール、アルゼンチン、スイス、ハンガリー、ブルンディ、ウクライナ

28. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/C.3/73/L.50)---PBI あり

主提案国: サウディアラビア

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、**日本**、クウェート、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦国家、モナコ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、ルーマニア、サンマリノ、サントメプリンシペ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国、イエーメン

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

動議の提出: イラン・イスラム共和国

動議についてのコメント: シリア・アラブ共和国、サウディアラビア、グァテマラ、米国

賛成 13 票、反対 88 票、棄権 48 票で動議を否決

11 月 16 日(金)午前 第 50 回会議

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)

28. (継続)

票決前ステートメント: 英国、シリア・アラブ共和国、カナダ、米国、トルコ、サウディアラビア、ロシア連邦、イラン・イスラム共和国、ベラルーシ、ブラジル、メキシコ、朝鮮見主主義人民共和国、キューバ

賛成 106 票、反対 16 票、棄権 58 票で決議を採択

票決後ステートメント: アルゼンチン、スイス、エジプト、エクアドル　サウディアラビア、オーストリア(欧州連合他を代表)、**日本**（暴力ができるだけ早く止むことを希望する。だからこそ日本はこ

の決議の協働提案国を務め、決議に賛成票を投じた)、シリア・アラブ共和国

29. ミャンマーの人権状況(A/C3/73/L.51)---PBI あり
主提案国: トルコ(イスラム協力団体を代表)、オーストリア(欧州連合を代表)
共同提案国: バングラデシュ、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、中央アフリカ共和国、アイスランド、リヒテンシュタイン、マーシャル諸島、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、サンマリノ、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ
当該国ステートメント: ミャンマー
一般コメント: シリア・アラブ共和国、サウディアワビア、バングラデシュ
票決前ステートメント: 米国、ミャンマー、ベラルーシ、中国、ロシア連邦
賛成 142 票、反対 10 票、棄権 26 票で決議を採択
票決後ステートメント: ネバール、ヴェトナム、タイ、シンガポール、**日本**(ミャンマーの人権状況を懸念しており、信頼できる捜査を行うようミャンマーに要請する。このために日本は票決を棄権した)、ラオ人民民主主義共和国、イラン・イスラム共和国、ナイジェリア、エジプト、インドネシア、リヒテンシュタイン(アイスランドも代表)、カナダ、ミャンマー

30. 社会開発世界サミットと第 24 回特別総会の成果の実施(A/C.3/73/L.17/Rev.1)---PBI なし
主提案国: エジプト(G77/中国を代表)
共同提案国: オーストリア、ベルギー、デンマーク、エストニア、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴェニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国
票決前ステートメント: エジプト、米国
賛成 181 票、反対 2 票(イスラエル、米国)、棄権 0 票で決議を採択
票決後ステートメント: ハンガリー

11 月 16 日(金)午後 第 51 回会議

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)

31. 障害者のための障害者との包摂的な開発(A/C.3/73/L.6/Rev.1)---PBI なし
主提案国: フィリピン
共同提案国: アンティグァ・バーブダ、アルメニア、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ブルンディ、カーボヴェルデ、赤道ギニア、エチオピア、ケニア、レソト、ミャンマー、ナミビア、パラグァイ、南スーダン、スリランカ、アラブ首長国連邦、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエ、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハ

マ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、コーティヴォワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和和和国、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グァテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、**日本**、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグァ、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、サモア、セネガル、セルビア、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、ソマリア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タイ、トーゴ、テュニジア、トルコ、ウガンダ、英国、ウルグァイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

32. 第 2 回高齢者問題世界会議のフォローアップ(A/C.3/73/L.18/Rev.1)---PBI あり

主提案国: エジプト(G77/中国を代表)

共同提案国: カナダ、メキシコ、モナコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、オーストリア、クロアチア、アイルランド、イスラエル、イタリア、マルタ、モンテネグロ、ノルウェー、ポルトガル、韓国、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、トルコ、英国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

33. 国際家族年 20 周年とそれ以降のフォローアップ(A/C.3/73/L.19/Rev.1)---PBI なし

主提案国: エジプト

共同提案国: ベラルーシ、カザフスタン、ロシア連邦、ウズベキスタン、トルコ

一般コメント: メキシコ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

34. 女性と女児の人身取引(A/C.3/73/L.7/Rev1)---PBI なし

主提案国: フィリピン

共同提案国: ベラルーシ、ベリーズ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、中央アフリカ共和国、クロアチア、デンマーク、エクアドル、ドイツ、レバノン、レソト、マリ、オランダ、パラグァイ、ジンバブエ、アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、バハマ、バングラデシュ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カーボヴェルデ、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エルサヴァドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、グァテマラ、ギニア、ギニアビサウ、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、**日本**、カザフスタン、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ニュージーランド、ニカラグァ、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポルトガ

ル、韓国、ルーマニア、サンマリノ、サントメプリンシペ、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タイ、テュニジア、トルコ、英国、タンザニア連合共和国、ウルグァイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ザンビア

一般コメント: ベラルーシ

修正案 L.60 の提案: スーダン---PBI なし

一般コメント: オーストリア(欧州連合他を代表)、アイスランド(オーストラリア、カナダ、スイス、ニュージーランド、ノルウェーも代表)

賛成 19 票、反対 101 票、棄権 14 票で修正案を否決

票決後ステートメント: ブルンディ、スーダン

L.7/Rev.1 をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: オーストリア、ハンガリー、米国

決議内容(別紙を参照)

35. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の全面的撤廃と「ダーバン宣言と行動計画」の包括的実施とフォローアップのための具体的行動の世界的呼びかけ(A/C.3/73/L.52/Rev.1)---PBI あり

主提案国: エジプト(G77/中国を代表)

共同提案国: ロシア連邦

一般コメント: ブラジル

票決前ステートメント: エジプト、イスラエル、米国、オーストリア(欧州連合他を代表)

賛成 128 票、反対 10 票、棄権 42 票で決議を採択

採択後ステートメント: **日本**(人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の撤廃に対する我が国の公約を繰り返し述べる。しかし日本は、その活動が決議案の中で明確に定義されていないので、アフリカ系の人々のための国際フォーラムの設立に関してはある懸念を抱いている。フォーラムの創設の詳細とその予算案を調査するには十分な時間がなかった)、ナイジェリア、イスラエル

36. 人権と極度の貧困(A/C.3/73/L.27/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ペルー

共同提案国: ベリーズ、カナダ、チリ、中国、エクアドル、フィンランド、ホンデュラス、アイルランド、ジャマイカ、**日本**、リヒテンシュタイン、モンゴル、ナミビア、パラグァイ、韓国、サンマリノ、スペイン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カーボヴェルデ、カメルーン、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルヴァドル、赤道ギニア、エストニア、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グァテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、ハンガリー、アイスランド、インド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、ラトヴィア、レバノン、リビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マレーシア、マリ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、オランダ、ニュージーランド、ニカラグァ、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、サントメプリンシペ、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スリランカ、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニ

ア共和国、タイ、トーゴ、テュニジア、トルコ、ウガンダ、英国、ウルグァイ、ヴェトナム、イエーメン

一般コメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

37. 開発への権利(A/C.3/73/L.31/Rev.1)---PBI なし

主提案国: キューバ(非同盟運動を代表)

共同提案国: 中国、エルサルヴァドル、南スーダン

票決前ステートメント: キューバ、米国、リヒテンシュタイン

賛成 141 票、反対 10 票、棄権 33 票で決議を採択

票決後ステートメント: ニュージーランド(オーストラリア、カナダ、アイスランド、ノルウェー、スイスも代表)、メキシコ、オーストリア(欧州連合他を代表)

38. 食糧への権利(A/C.3/73/L.36/Rev.1)---PBI なし

主提案国: キューバ

共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、アンティグァ・バーブダ、バングラデシュ、ベラルーシ、ベリーズ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、中国、コモロ、コンゴ、エクアドル、赤道ギニア、エリトリア、ギニア、ギニアビサウ、ホンデュラス、インドネシア、イラン・イスラム共和国、ジャマイカ、ケニア、クウェート、ラオ人民民主主義共和国、レソト、リビア、マダガスカル、マリ、モンゴル、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ニカラグァ、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、フィリピン、カタール、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、セネカセル、セイシェル、南アフリカ、南スーダン、スリランカ、スーダン、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、トーゴ、テュニジア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、タンザニア連合共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、ジンバブエ、アフガニスタン、アルバニア、アンドラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カメルーン、チャド、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ジブティ、ドミニカ共和国、エジプト、エストニア、エチオピア、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グァテマラ、ハイティ、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、**日本**、ヨルダン、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウィ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメプリンシペ、セルピア、スロヴァキア、スロヴェニア、スリナム、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タイ、トルコ、トルクメニスタンイエーメン

一般コメント: スイス

票決前ステートメント: キューバ、米国

賛成 179 票、反対 2 票(イスラエル、米国)、棄権 0 票で決議を採択

票決後ステートメント: カナダ、キューバ

39. 行方不明の人々(A/C.3/73/L.47/Rev.1)---PBI なし
　主提案国: アゼルバイジャン
　共同提案国: ベラルーシ、ブラジル、チリ、ジブティ、カザフスタン、パラグァイ、アフガニスタン、アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カナダ、コスタリカ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エルサルヴァドル、赤道ギニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ギニアビサウ、ハンガリー、イタリア、**日本**、キリバティ、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、モルディヴ、マルタ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タジキスタン、テュニジア、ウルグァイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国
　採択前ステートメント: アルメニア
　コンセンサスで決議を採択
　採択後ステートメント: 米国

40. 「国連汚職防止条約」に従って、汚職の慣行と汚職の利益の送金を防止し、これと闘い、資産の回復を促進し、合法的所有者、特に資金の出どころの国にそのような資産を返還する A/C.3/73/L.15/Rev.1)---PBI なし
　主提案国: コロンビア
　共同提案国: アンティグァ・バーブダ、コスタリカ、エルサルヴァドル、イタリア、レソト、モンゴル、モロッコ、ナイジェリア、パラグァイ、アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブラジル、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、エジプト、フランス、ガンビア、ガーナ、ギリシャ、グァテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ホンデュラス、ハンガリー、インド、アイルランド、ジャマイカ、**日本**、リベリア、リビア、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、ニジェール、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、カタール、ロシア連邦、サントメプリンシペ、セネガル、セルビア、シエラレオネ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、テュニジア、英国、米国、ウルグァイ、ヴェトナム、ザンビア
　コンセンサスで決議を採択

11 月 19 日(月)午前 第 52 回会議

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)
41. 世界の麻薬問題に対処し、これと闘うための国際協力(A/C.3/73/L.11/Rev.1)---PBI なし
　主提案国: メキシコ
　共同提案国: アンティグァ・バーブダ、ベリーズ、ホンデュラス、ジャマイカ、**日本**、モンゴル、モロッコ、ノルウェー、アルバニア、アルゼンチン、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、コロンビア、コスタ

リカ、コーティヴォワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、グァテマラ、ギニア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、モナコ、モンテネグロ、ミャンマー、オランダ、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、パラグァイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、サントメプリンシペ、セルピア、セイシェル、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タイ、トルコ、英国、タンザニア連合共和国、米国、ウルグァイ、ヴェトナム

一般コメント: ロシア連邦、エジプト、中国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: シンガポール

42. 産科フィステュラをなくす努力の強化(A/C.3/73/L.20/Rev.1)---PBI なし

主提案国: セネガル(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: 中国、エクアドル、モンゴル、モロッコ、ミャンマー、パラグァイ、アパニア、アンドラ、アンティグァ・バーブダ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ペギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グァテマラ、ハイティ、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、**日本**、キリバティ、ラトヴィア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ミャンマー、オランダ、ニュージーランド、ニカラグァ、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、サンマリノ、サウディアラビア、セルピア、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タイ、東ティモール、トルコ、英国、ウルグァイ、ヴェネズエラ・ボリヴァアリアン共和国、ヴェトナム

一般コメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: オーストリア(欧州連合他を代表

決議内容(別紙を参照)

43. 女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃する努力の強化: セクハラ(A/C.3/73/L.21/Rev.1)---PBI なし

主提案国: オランダ

共同提案国: ベリーズ、ベナン、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、コスタリカ、エクアドル、フランス、ガボン、レバノン、レソト、モナコ、モンゴル、パラグァイ、南スーダン、ジンバブエ、府パニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チリ、コロンビア、コンゴ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グァテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、**日本**、ラトヴィア、リベリ

ア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、モルディヴ、マリ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、サントメプリンシペ、セネガル、セルビア、セイシェル、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タイ、東ティモール、テュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグァイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ザンビア

口頭での修正案(本文パラグラフ 8 と本分パラグラフ 11)の修正案の提案: 米国

修正案に対する一般コメント: アルゼンチン(オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、**日本**、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、レバノン、ルクセンブルグ、メキシコ、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、ウルグァイも代表)、オーストリア(欧州連合他を代表)、南アフリカ

口頭による修正案の明確化の議長による要請に対する回答: フランス、オランダ

口頭による修正案 1 の票決前ステートメント: ロシア連邦、カナダ、オーストラリア、エジプト、英国、スウェーデン(北欧・バルティック諸国を代表)、リビア

口頭による修正案 1(パラ 8)を賛成 44 票、反対 88 票、棄権 25 票で否決

票決後ステートメント: パキスタン、イラク

口頭による修正案 2(パラ 11)の票決前ステートメント: ニュージーランド

賛成 30 票、反対 98 票、棄権 30 票で口頭による修正案 2 を否決

L.21/Rev.1 採択前ステートメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: フランス、ホーリーシー

決議内容(別紙を参照)

44. 女性性器切除の撤廃のための世界的努力を強化する(A/C.3/73/L.23/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ブルキナファソ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: 中国、エクアドル、レバノン、モナコ、モロッコ、パラグァイ、フィリピン、トルコ、アフガニスタン、アンドラ、アンティグァ・バーブダ、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、エストニア、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グァテマラ、ハイティ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、**日本**、ヨルダン、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モンテネグロ、ニュージーランド、ニカラグァ、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、サンマリノ、セビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タイ、東ティモール、ウルグァイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

一般コメント: 米国

　コンセンサスで決議を採択
　採択後ステートメント: オーストリア(欧州連合他を代表)、メキシコ
　決議内容(別紙を参照)

口頭での決定
1. 議長の提案により、委員会は文書 A/73/38、A/73/294 及び A/73/301 に留意した

決議の採択(継続)
45. アフリカの難民、帰還民、国内避難民への援助(A/C.3/73/L.55/Rev.1)---PBI なし
　主提案国: モザンビーク、マダガスカル(アフリカ諸国グループを代表)
　共同提案国: カナダ、フィンランド、ジョージア、インドネシア、アイランド、イタリア、**日本**、ノルウェー、ポーランド、スペイン、英国
　一般コメント: ウガンダ
　口頭での修正についての明確化: マダガスカル
　コンセンサスで、口頭で修正の決議を採択
　採択後ステートメント: メキシコ、米国

(46.) 子どもの権利(A/C.3/73/L.26/Rev.l)---PBI なし
　ウルグァイの要請で採択を延期

46. 先住民族の権利(A/C.3/73/L.24/Rev.1)---PBI なし
　主提案国: エクアドル
　共同提案国: アルメニア、オーストラリア、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、フィンランド、ホンデュラス、ニカラグァ、ノルウェー、パラグァイ、スペイン、スウェーデン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルゼンチン、オーストリア、ブラジル、カナダ、コスタリカ、キューバ、キプロス、エルサルヴァドル、エストニア、ドイツ、ギリシャ、グァテマラ、ハンガリー、アイランド、イタリア、マレーシア、メキシコ、パナマ、ペルー、ポーランド、スロヴェニア、南アフリカ、スウェーデン、ウクライナ
　コンセンサスで決議を採択
　採択後ステートメント: ルーマニア(ブルガリア、フランス、スロヴァキアも代表)、米国、英国

口頭での決定(継続)
2. 議長の提案で、委員会は文書 A/73/137 に留意

決議の採択(継続)
47. 民族自決権の普遍的実現(A/C.3/73/L.54)---PBI なし
　主提案国: パキスタン
　共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、母ヴィ阿多民族国家、ブルンディ、中国、コモロ、エクアドル、エルサルヴァドル、エリトリア、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、ヨルダン、レバノン、モルディヴ、オマーン、パラオ、パラグァイ、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、セイシェル、シンガポール、南アフリカ、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和和国、ヴェトナム、ザン

ビア、パレスチナ国、アルバニア、アンティグァ・バーブダ、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ブラジル、ブルネイ・ダルサーラム、ブルキナファソ、カメルーン、ちゅいうおうアフリカ共和国、チャド、エジプト、赤道ギニア、ガンビア、ガーナ、グァイアナ、ハイティ、ジャマイカ、ケニア、キリバティ、クウェート、キルギスタン、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マレーシア、マリ、ナミビア、ニカラグァ、ニジェール、ナイジェリア、パプアニューギニア、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、南スーダン、スリナム、タイ、東ティモール、トーゴ、トリニダード・トバゴ、テュニジア、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ウズベキスタン、イエーメン、ジンバブエ

一般コメント: スペイン

答弁権行使: 英国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント： アルゼンチン、米国

(48.) 人権条約機関制度(A/C.3/73/L.38)---PBI なし

口頭による修正の提案: アイスランド

修正の結果 PBI が必要となったので採択を延期

<u>11 月 19 日(月)午後 第 53 回会議</u>

議事項目 1(継続)

<u>決議の採択(継続)</u>

48. 人権条約機関制度(A/C3/73/L.38)---PBI あり

主提案国: アイスランド(北欧諸国を代表)

共同提案国: オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、コスタリカ、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、オランダ、ノルウェー、スロヴェニア、スウェーデン、スイス

一般コメント: 英国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: リヒテンシュタイン、エルサルヴァドル

(49.) 子どもの権利(A/C.3/73/L.26/Rev.1)---PBI なし

採択の延期の要請: ウルグァイ

49. 農夫及びその他の農山漁村地域で働く人々に関する国連宣言(A/C.3/73/L.30)---PBI なし

主提案国: ボリヴィア多民族国家

追加共同提案国: ベナン、中央アフリカ共和国、チャド、ドミニカ共和国、エジプト、エリトリア、ギニア、インドネシア、イラン・イスラム共和国、カザフスタン、ケニア、リベリア、マリ、にじぇー、ナイジェリア、パキスタン、セントキッツ・ネヴィス、セントヴィンセント・グレナディーン、シエラレオネ、ソマリア、南スーダン、スーダン、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエ

一般コメント: 南アフリカ
票決前ステートメント: ボリヴィア多民族国家、スイス、スペイン、エチオピア、ブラジル、メキシコ、英国、ポルトガル(ルクセンブルグも代表)
賛成 119 票、反対 7 票(オーストラリア、ハンガリー、イスラエル、ニュージーランド、スウェーデン、英国、米国)、棄権 49 票で決議を採択
票決後ステートメント: 米国、ロシア連邦、スウェーデン、ウルグァイ、フランス、オーストリア(王将連合他を代表)、インドネシア

50. 司法外・即決・意志的刑の執行(A/C.3/73/L.39/Rev.1)---PBI なし
主提案国: フィンランド(北欧諸国を代表)
共同提案国: アパニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグァイ、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、コロンビア、ドミニカ共和国、パナマ、サンマリノ、セピア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウルグァイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国
一般コメント: コスタリカ
修正案 A/C.3/73/L.62)---PBI なし
修正案のついてのコメント: スーダン、オーストリア(欧州連合を代表)、カナダ(オーストラリア、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、スイスも代表)、フィンランド
賛成 21 票、反対 103 票、棄権 34 票で修正案を否決
修正案 A/C.3/73/L.63)---PBI なし
票決前ステートメント: スーダン、オーストリア(欧州連合を代表)
賛成 20 票、反対 99 票、棄権 38 票で修正案を否決
修正案 A/C.3/73/L.65---PBI なし
主提案国: バングラデシュ(イスラム協力団体を代表)
一般コメント: エジプト(イスラム協力団体を代表)、米国
修正案共同提案国の辞退: アルバニア
ポイント・オヴ・オーダー: フィンランド(北欧諸国を代表)
ステートメント: オーストラリア(カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、英国、シリア・アラブ共和国
修正案共同提案国の辞退：トルコ、テュニジア、レバノン
ポイント・オヴ・オーダー: アルジェリア、エジプト、コモロ、オーストリア、米国、バングラデシュ、アルジェリア、ヨルダン
修正案票決前ステートメント: フィンランド(北欧諸国を代表)
賛成 50 票、反対 86 票、棄権 25 票で修正案を否決

11月20日(火)午前 第54回会議

議事項目1(継続)

決議の採択(継続)
50.(継続)
修正案L.65票決後ステートメント: アルゼンチン(ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エルサルヴァドル、メキシコ、ウルグァイも代表)、テュニジア、エジプト、フランス
L.39/Rev.1の票決
票決前ステートメント: コモロ、フィンランド、エジプト、米国
賛成110票、反対0票、棄権67票で決議を採択
票決後ステートメント: スーダン

51. 平和的集会への権利と結社の自由を含め、人権と基本的自由の推進と保護(A/C.3/73/L.41/Rev.1)---PBIなし
主提案国: 米国
共同提案国: アフガニスタン、アルバニア、オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カナダ、中央アフリカ共和国、コスタリカ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、ギリシャ、アイスランド、イスラエル、イタリア、**日本**、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦国家、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、パラグァイ、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、ルーマニア、サンマリノ、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ボツワナ、ブルガリア、ぶきなふぁそ、カーボヴェルデ、キプロス、赤道ギニア、ガーナ、グァテマラ、ホンデュラス、アイルランド、リヒテンシュタイン、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、モルドヴァ共和国、セルピア、スリランカ、スイス、テュニジア、ウルグァイ
一般コメント: オーストリア(欧州連合他を代表)、シリア・アラブ共和国、ウクライナ、アルゼンチン、コスタリカ
票決前ステートメント: カナダ、オーストラリア、米国、ロシア連邦、中国、アルジェリア、イラン・イスラム共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、シリア・アラブ共和国
賛成143票、反対0票、棄権38票で決議を採択
票決後ステートメント: 南アフリカ、イラク、インドネシア、キューバ、ヴェトナム、パキスタン、クウェート、シンガポール、ニュージーランド、ナイジェリア

52. テロリズムと人権(A/C.3/73/L.43/Rev.1)---PBIなし
主提案国: メキシコ
共同提案国: ベリーズ、エジプト、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサヴぁドル、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、グァテマラ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、**日本**、ヨルダ

ン、ラトヴィア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ナイジェリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウルグァイ

口頭による第一修正案: 米国

ステートメント: メキシコ

賛成 3 票(イスラエル、セネガル、米国)、反対 116 票、棄権 28 票で口頭による第一修正案を否決

口頭による第二修正案: ロシア連邦

ステートメント: エジプト(メキシコも代表)、ロシア連邦、メキシコ

票決前ステートメント: ロシア連邦、パキスタン

賛成 23 票、反対 80 票、棄権 25 票で口頭による第二修正案を否決

票決後ステートメント: アルジェリア、スーダン

口頭で修正の L.43/Rev.1 に関するステートメント: オーストリア(欧州連合他を代表)、カナダ(アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、スイスも代表)

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 米国

53. ディジタル時代のプライヴァシーへの権利(A/C.3/73/L.49/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ブラジル

共同提案国: オーストリア、ベルギー、ベリーズ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、エクアドル、エリトリア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、ハンガリー、レソト、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、パラグァイ、スロヴェニア、スペイン、スイス、アルバニア、アンドラ、アンティグァ・バーブダ、アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、コスタリカ、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、エストニア、フランス、ガーナ、ギリシャ、グァテマラ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、レバノン、リトアニア、マルタ、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、ルーマニア、セントヴィンセント・グレナディーン、サンマリノ、サントメプリンシペ、セルビア、スロヴァキア、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、ウクライナ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 中国、米国

<u>口頭による決定(継続)</u>

3. 議長の提案により、委員会は、議事項目 74(a)の下で、文書 A/73/44、A/73/48、A/73/56、A/73/140、A/73/207、A/73/264、A/73/281 及び A/73/282、議事項目 74(b)の下で、文書 A/73/138、A/73/139、A/73/139/Corr1、A/73/152、A/73/161、A/73/162、A/73/163、A/73/165、A/73/172、A/73/173、A/73/178、A/73/179、A/73/181、A/73/188、A/73/205、A/73/206、A/73/215、A/73/216、A/73/227、A/73/230、A/73/262、A/73/279、A/73/310、A/73/310/Rev.1、A/73/336、A/73/347、A/73/348、A/73/361、A/73/365、A/73/438 及び A/73/567、議事項目 74(c)の下での文書 A/73/330、A/73/363、A/73/380 及び A/73/447、議事項目 74(d)の下での文書 A/73/36 に留意した。

11月20日(火)午後　第55回会議

決議の採択(継続)

54. 子どもの権利(A/C.3/L.26/Rev.1)---PBIなし

主提案国: ウルグァイ

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジルブルガリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グァテマラ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、レバノン、レソト、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、セイシェル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トーゴ、ウクライナ、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

口頭での修正: ウルグァイ

ステートメント: オーストリア(欧州連合他を代表)

追加共同提案国: アルメニア、ベナン、ブルキナファソ、カナダ、コーティヴォワール、キューバ、アイスランド、**日本**、カザフスタン、キルギスタン、リベリア、リヒテンシュタイン、マダガスカル、モルディヴ、モロッコ、ニュージーランド、ニカラグァ、ノルウェー、パラグァイ、フィリピン、韓国、サモア、サンマリノ、サントメプリンシペ、スリランカ、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タイ、東ティモール、テュニジア、トルコ

ポイント・オヴ・オーダー: コモロ

共同提案国辞退: メキシコ

修正案(L.61---PBIなし)の提案: スーダン、共同提案国: シリア・アラブ共和国

修正案票決前かテートメント: オーストリア(欧州連合他を代表)、リヒテンシュタイン(オーストラリア、カナダ、アイスランド、シュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)

賛成20票、反対105票、棄権37票で、修正案L.61を否決

票決後ステートメント: シリア・アラブ共和国

口頭による修正案1の提案: メキシコ

ステートメント: 米国、メキシコ、ウルグァイ

口頭による修正案1の票決前ステートメント: コモロ(アフリカ諸国グループを代表)、オーストリア(欧州連合を代表)、オーストラリア

賛成11票、反対74票、棄権81票で口頭による修正案1を否決

票決後ステートメント: アイスランド(リヒテンシュタイン、ニュージーランドも代表)、カナダ、南アフリカ

口頭による修正案2の提案: 米国

口頭による修正案1が否決されたので、修正案2の検討の必要なし

口頭で修正のL.26/Rev1をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: ロシア連邦、米国、ハンガリー、シンガポール、ミャンマー、ウルグァイ、メキシコ、イラン・イスラム共和国、イラク、ホーリーシー

口頭による決定(継続)

4. 議長の提案による、委員会は文書 A/73/41 に留意

決議の採択(継続)

55. 国連犯罪防止刑事司法、特に技術協力能力を強化する(A/C.3/73/L.8/Rev.1)---PBI なし

主提案国: イタリア

共同提案国: アルバニア、アンティグァ・バーブダ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、フィンランド、フランス、ドイツ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、ジャマイカ、**日本**、ラトヴィア、レソト、リビア、ルクセンブルグ、マルタ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ノルウェー、パラグァイ、カタール、ロシア連邦、サンマリノ、シンガポール、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ジンバブエ、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、バハマ、ベナン、ボツワナ、ブルガリア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、コーティヴォワール、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、エストニア、ジョージア、ギリシャ、グァテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、アイスランド、インド、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバティ、クウェート、キルギスタン、レバノン、リベリア、リトアニア、マダガスカル、マラウィ、マレーシア、マリ、メキシコ、ミクロネシア連邦国家、ナイジェリア、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、サウディアラビア、セネガル、セルピア、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スイス、タジキスタン、タイ、テュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、英国、タンザニア連合共和国、米国、ウルグァイ、ヴェトナム、ザンビア

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

56. 汚職を禁止する総会特別会期(A/C.3/73/L.16/Rev.1)---PBI あり

主提案国: コロンビア、ペルー

共同提案国: ベリーズ、ナイジェリア、ノルウェー、サウディアラビア、ベナン、ボツワナ、チリ、エルサルヴァドル、ジョージア、ギニア、ギニアビサウ、モルディヴ、マリ、メキシコ、ナミビア、ニジェール、カタール、セネガル、シエラレオネ、タンザニア連合共和国、ウルグァイ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国、**日本**(汚職と闘う努力を継続するよう要請し、プロセスの重複を避けることの重要性を強調する。条約締約国会議と密接に協力して特別会期を準備することが重要である)

口頭による決定(継続)

5. 議長の提案により、委員会は、文書 A/73/134 及び A/73/136 に留意した

決議の採択(継続)

57. 第 74 回総会第 3 委員会の暫定作業計画(A/73/L.67)

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択し、総会本会議の送付することを決定

閉会ステートメント

議長、英国、エジプト、ミャンマー、オーストリア、キューバ

以　上